

巻頭言 ■ 就任のあいさつ 阪神高速道路公団理事長 大堀 大千男

特集 / 平成五年度道路関係予算概要要求

平成五年度道路整備予算概要要求について 道路局道路総務課企画官 加藤 利男 3

一般国道関係予算の概要 道路局国道第一課建設専門官 渡辺 茂樹

道路局国道第二課建設専門官 沼田 敏樹 22

有料道路関係予算の概要 道路局有料道路課課長補佐 広瀬 輝

道路局高速国道課課長補佐 小池 幸男 28

地方道関係予算の概要 道路局地方道課建設専門官 桂樹 正隆

道路局地方道課市町村道室建設専門官 山本 善行 34

街路事業関係予算の概要 都市局街路課課長補佐 松井 直人 41

交通安全対策の推進 道路局企画課駐車場整備専門官 鈴木 克宗 52

◆時・時・時…… 58

本誌の掲載文は、執筆者が個人の責任において自由に書く建前をとっております。したがって意見にわたる部分は個人の見解です。また肩書等は原稿執筆時および座談会等実施時のものです。

平成五年度道路整備予算 概算要求について

建設省道路局道路総務課企画官 加藤 利男

一 平成五年度概算要求基準について

平成五年度予算の概算要求基準については、公債残高が累増しないような財政体質を作り上げていくことを基本としつつ、生活関連に重点を置いた社会資本の着実な整備をはじめとして、いわゆる生活大国づくりに特に配慮する観点から、その策定が行われた。

具体的には、投資的経費について、対前年度同額（いわゆるゼロシーリング）の基準に加え、

① 公共投資基本計画等の着実な実施に資する投資的経費について、平成五年度に引き続き、「公共投資充実臨時特別措置」(総額二、〇〇〇億円) が設けられ、

② 生活に密接に関連する投資的経費について、「生活関連重点化枠」が前年度の二、〇〇〇億円から二、五〇〇億円（うち公共事業分二、一九〇億円、その他三一〇億円）に増額された。

また、NTT事業については、平成四年度と同規模の一兆三、〇〇〇億円（うち、NTT-A及びNTT-B事業分一兆二、三〇〇億円、NTT-C事業分七〇〇億円）を確保することとされた。

二 道路関係予算の要求方針及びその概要

(1) 平成五年度の概算要求に当たっては、生活大国をめざし、活力ある経済に支え

られた「ゆとり社会」を実現するため、国民の要請に応え道路整備の立ち遅れに緊急に対応すべく第11次道路整備五箇年計画を策定し、その初年度として、緊急かつ計画的な道路の整備を強力に推進することとし、生活関連重点化枠の活用等により道路整備予算の確保、拡大を図る。

(2) 新たに策定する第11次道路整備五箇年計画を円滑に実施するため、道路整備財源の確保を図る。

このため、道路特定財源諸税の暫定税率を継続するとともに、自動車重量税を含む道路特定財源を道路整備へ全額充当する。

この場合、一般会計からの道路整備特別会計への繰入額に加え、道路整備特別会計へ

表1 道路整備予算総括表

(単位:百万円)

区 分	5年度要求(A)		前年度(B)		比較増△減(A)-(B)		倍 率 (A)/(B)	
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費
一般道路	4,765,957	2,812,222	4,586,532	2,696,538	179,425	115,684	1.04	1.04
道 路	3,490,370	2,070,964	3,340,805	1,980,320	149,565	90,644	1.04	1.05
一 般 国 道	1,858,111	1,157,593	1,776,715	1,104,510	81,396	53,083	1.05	1.05
直 轄 助	1,328,997	855,384	1,265,529	813,217	63,468	42,617	1.05	1.05
補 助	529,114	301,759	511,186	291,293	17,928	10,466	1.04	1.04
地 方 道	1,127,790	625,338	1,087,995	603,694	39,795	21,644	1.04	1.04
都 道 府 県 道	747,488	413,833	721,248	399,342	26,240	14,491	1.04	1.04
市 町 村 道	380,302	211,505	366,747	204,352	13,555	7,153	1.04	1.04
交 通 安 全	370,504	199,049	347,965	187,141	22,539	11,908	1.06	1.06
電 寒	124,178	79,988	118,755	76,336	5,423	3,652	1.05	1.05
調 査	9,787	8,996	9,375	8,639	412	357	1.04	1.04
街 路	1,158,975	627,787	1,119,125	606,039	39,850	21,748	1.04	1.04
街 路	836,854	453,162	808,444	437,721	28,410	15,441	1.04	1.04
区 画 整 理	265,835	145,226	256,834	140,179	9,001	5,047	1.04	1.04
再 開 発	52,435	27,850	50,176	26,650	2,259	1,200	1.05	1.05
調 査	3,851	1,549	3,671	1,489	180	60	1.05	1.04
機 械	20,943	14,044	20,256	13,585	687	459	1.03	1.03
補 助 率 差 額 等	—	47,017	—	38,384	—	8,633	—	1.22
住 宅 宅 地 関 連	94,769	51,810	105,746	57,810	△10,977	△6,000	0.90	0.90
沿 道 整 備 融 資	900	600	600	400	300	200	1.50	1.50
(緊急地方道路整備事業)	(1,079,345)	(567,300)	(1,051,790)	(552,800)	(27,555)	(14,500)	(1.03)	(1.03)
(N T T - B 型事業)	(490,324)	(278,304)	(511,311)	(299,172)	(△20,987)	(△20,868)	(0.96)	(0.93)
有 料 道 路	3,363,102	248,090	3,036,091	204,012	327,011	44,078	1.11	1.22
日 本 道 路 公 団	1,993,904	116,987	1,889,485	96,845	104,419	20,142	1.06	1.21
首 都 高 速 道 路 公 団	433,277	9,350	374,472	6,400	58,805	2,950	1.16	1.46
阪 神 高 速 道 路 公 団	361,283	8,200	328,477	5,750	32,806	2,450	1.10	1.43
本 州 四 国 連 絡 橋 公 団	205,591	29,532	170,443	22,168	35,148	7,364	1.21	1.33
東 京 湾 横 断 道 路 株 式 会 社	196,061	0	123,674	0	72,387	0	1.59	—
地 方 道 路 公 社 等	114,186	34,721	92,340	28,849	21,846	5,872	1.24	1.20
小 計	3,304,302	198,790	2,978,891	160,012	325,411	38,778	1.11	1.24
道 路 開 発 資 金	98,600	49,300	88,000	44,000	10,600	5,300	1.12	1.12
道 路 整 備 計	8,129,059	3,060,312	7,622,623	2,900,550	506,436	159,762	1.07	1.06
(生活関連重点化枠)	(136,831)	(78,540)	(66,610)	(37,550)	(70,221)	(40,990)	(2.05)	(2.09)
住 宅 宅 地 関 連 (一 般 会 計)	46,648	25,500	21,948	12,000	24,700	13,500	2.13	2.13
再 計	8,175,707	3,085,812	7,644,571	2,912,550	531,136	173,262	1.07	1.06
高 規 格 幹 線 道 路	2,533,915	443,958	2,346,349	382,827	187,566	61,131	1.08	1.16
高 速 自 動 車 国 道	1,739,287	116,630	1,667,905	96,545	71,382	20,085	1.04	1.21
本 州 四 国 連 絡 道 路	205,591	29,532	170,443	22,168	35,148	7,364	1.21	1.33
一 般 国 道	587,122	295,881	506,231	262,344	80,891	35,537	1.16	1.13
調 査	1,915	1,915	1,770	1,770	145	145	1.08	1.08

- <注> 1. 道路整備の各区分の計数には、(生活関連重点化枠)を含む。
 2. 一般道路の各区分の計数には、(緊急地方道路整備事業)及び(N T T - B型事業)を含む。
 3. 住宅地関連には、住宅地関連公共施設整備促進事業のみを計上した。
 4. 道路開発資金の事業費には、東京湾横断道路株式会社への融資予定額5年度39,800百万円、前年度30,800百万円を含む。
 5. 地方道路公社等は、地方道路公社及び地方公共団体に対する有料道路融資である。
 6. N T T - A型事業は含まない。
 7. 高規格幹線道路の計数は各区分の再掲である。
 8. 高規格幹線道路の一般国道は、一般道路の一般国道、日本道路公団の一般有料道路の高規格幹線道路分である。
 9. 高規格幹線道路の調査は、一般道路の道路の調査の高規格幹線道路分である。
 10. 前年度は、比較対照のため組替掲記した。
 11. 前年度N T T - B型事業には、旧N T T - B型事業費511,311百万円、国費288,586百万円を含む。
 12. 本表のほかにN T T事業償還時補助分として国費5年度要求額26,099百万円がある。

表2 財政投融资等総括表

(単位:百万円)

資金内訳 区 分		財政投 融 資				道路特会 出 資 等	そ の 他 自 己 資 金 等	小 計 (D)	倍 率 (A)/(B)	合 計 (C)+(D)	倍 率 (A)/(B)
		資金運用部 資金 前保資金	政府保証債	小 計 (C)	倍 率 (A)/(B)						
日本道路公団	5年度要求(A)	2,246,900	118,300	2,365,200		116,987	1,958,489	2,075,476		4,440,676	
	前年度(B)	2,177,700	120,500	2,298,200		96,845	1,940,193	2,037,038		4,335,238	
	比較(A)-(B)	69,200	△ 2,200	67,000	1.03	20,142	18,296	38,438	1.02	105,438	1.02
首都高速道路公団	5年度要求(A)	468,500	0	468,500		9,350	278,877	288,227		756,727	
	前年度(B)	408,600	0	408,600		6,400	286,567	292,967		701,567	
	比較(A)-(B)	59,900	0	59,900	1.15	2,950	△ 7,690	△ 4,740	0.98	55,160	1.08
阪神高速道路公団	5年度要求(A)	379,100	0	379,100		8,200	194,382	202,582		581,682	
	前年度(B)	372,700	0	372,700		5,750	171,955	177,705		550,405	
	比較(A)-(B)	6,400	0	6,400	1.02	2,450	22,427	24,877	1.14	31,277	1.06
本州四国連絡橋公団	5年度要求(A)	217,700	0	217,700		29,532	266,182	295,714		513,414	
	前年度(B)	211,600	0	211,600		22,168	250,250	272,418		484,018	
	比較(A)-(B)	6,100	0	6,100	1.03	7,364	15,932	23,296	1.09	29,396	1.06
東京湾横断道路株式会社	5年度要求(A)	0	88,600	88,600		0	111,658	111,658		200,258	
	前年度(B)	0	56,700	56,700		0	70,136	70,136		126,836	
	比較(A)-(B)	0	31,900	31,900	1.56	0	41,522	41,522	1.59	73,422	1.58
合 計	5年度要求(A)	3,312,200	206,900	3,519,100		164,069	2,809,588	2,973,657		6,492,757	
	前年度(B)	3,170,600	177,200	3,347,800		131,163	2,719,101	2,850,264		6,198,064	
	比較(A)-(B)	141,600	29,700	171,300	1.05	32,906	90,487	123,393	1.04	294,693	1.05

<注>本州四国連絡橋公団は、道路分である。

表3 平成5年度道路整備予算概算要求財源内訳(国費) (単位:百万円)

区 分	5年度要求 (A)	前年度 (B)	比較増△減 (A-B)	倍 率 (A/B)
特 定 財 源(A)	2,283,170	2,225,989	57,181	1.03
揮 発 油 税(イ)	2,269,357	2,211,326	58,031	1.03
収 入 額	2,234,900	2,128,800	106,100	1.05
決 算 調 整 額	34,457	82,526	△ 48,069	0.42
石 油 ガ ス 税(ロ)	13,813	14,663	△ 850	0.94
収 入 額	15,400	16,000	△ 600	0.96
決 算 調 整 額	△ 1,587	△ 1,337	△ 250	1.19
一 般 財 源(B)	432,507	616,177	△183,670	0.70
(自動車重量税) ^(ハ) (の国分の8割相当額)	(539,000)	(539,200)	(△ 200)	(1.00)
特定・一般財源計(A+B)	2,715,677	2,842,166	△126,489	0.96
(イ+ロ+ハ)	(2,822,170)	(2,765,189)	(56,981)	(1.02)
N T T 財 源(C)	278,304	10,586	267,718	26.29
前年度剰余金等(D)	66,331	47,798	18,533	1.39
合 計 (A+B+C+D)	3,060,312	2,900,550	159,762	1.06

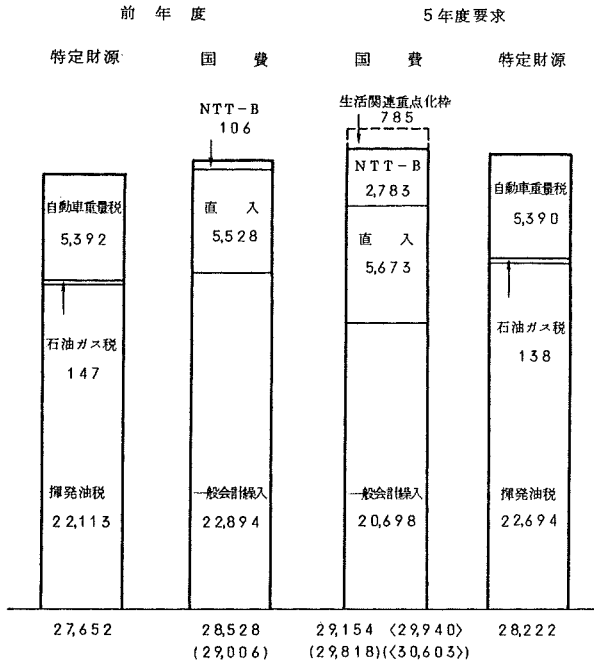
<注> 1.揮発油税(イ)には、特別会計直入分5年度要求567,300百万円、前年度552,800百万円を含む。

2. NTT財源の前年度には、上記のほかにNTT-A96,132百万円がある。

3. 5年度要求には、上記のほかにNTT事業償還時補助分26,099百万円がある。

表4 道路整備特別会計国費

(単位：億円)



- <注>
- 〈 〉書きは、生活関連重点化枠を含む額である。
 - ()書きは、前年度剰余金等を含む額である。
 - 国費にはNTT-A及びNTT事業償還時補助分は含まない。
 - 5年度要求の一般会計繰入額には、公共投資充実臨時特別措置に係る一般会計繰入額を含む。
 - 前年度の一般会計繰入額には、旧NTT-B型2,886億円、公共投資充実臨時特別措置及び生活関連重点化枠に係る一般会計繰入額を含む。
 - 四捨五入の関係で、各計数の和が合計と一致しないところがある。

の直入制度を継続し必要な見直しを行うとともに、NTT財源を活用することを基本的な方針とし、建設省所管ほか他省庁関係予算を併せ、事業費八兆一、二九一億円(対前年度比一・〇七)、国費三兆六〇三億円(対前年度比一・〇六)、財政投融资資金三兆五、一九一億円(対前年度比一・〇五)の要求を行った。

また、このほかにNTT-B型事業の償還が平成五年度から始まることに対応して、N

TT償還時補助分国費二六一億円の要求を行うとともに、一般会計計上分として、住宅宅地関連分事業費四六六億円(対前年度比二・一三)、国費二五五億円(対前年度比一・一三)の要求を行った(表1、2、3、4)。

このうち、生活関連重点化枠については、前年度要望同様、既に実績のあるものを基本として、真に国民の日常生活の質の向上に密接に結びつき直接に効果の上がる事業に重点を置いて、事業費一、三六八億円、国費七八

五億円をもって地方拠点アクセス道路整備、駐車場、歩道等交通安全対策、通学路等生活基盤整備、生活基幹バス路線整備、住宅・宅地関連道路整備・環境施設帯等沿道生活環境形成等の諸事業を積極的に推進することとしている。

また、公共投資充実臨時特別措置については、多極分散型国土の形成の基盤となる高規格幹線道路の整備、地域活性化の基盤となる幹線道路網の整備、道路防災対策の推進等、基盤的投資事業への活用を図ることとしている。

三 重点要求事項

1 第11次道路整備五箇年計画等の策定

(1) 第11次道路整備五箇年計画の策定

生活大国をめざし、活力ある経済を支えられた「ゆとり社会」を実現するため、国民の要請に応え道路整備の立ち遅れに緊急に対応すべく第11次道路整備五箇年計画を策定し、平成五年度はその初年度として、「生活者の豊かさを支える道路整備の推進」「活力ある地域づくりのための道路整備の推進」「良好な環境創造のための道路整備の推進」の課題に重点をおき、整備推進を図る。

なお、その実施にあたっては「複合的施策

表5 第11次道路整備五箇年計画(案)

(単位:億円)

区 分	第11次五箇年 要求額 (H5~H9年度) (A)	前 計 画 (S63~H4年度)		倍 率		5年度要求		前 年 度 費 事 業 費 (E)	倍 率 (D)/(E)
		計 画 額 (B)	実 績 額 (C)	(A)/(B)	(A)/(C)	事業費 (D)	進 捗 率 %		
一般道路事業	310,000	238,000	219,350	1.30	1.41	48,126	15.5	46,085	1.04
有料道路事業	210,000	140,000	141,140	1.50	1.49	33,631	16.0	32,627	1.11
小 計	520,000	378,000	360,490	1.38	1.44	81,757	15.7	78,712	1.07
地方単独事業	240,000	139,000	173,703	1.73	1.38	42,731	17.8	40,382	1.06
計	760,000	517,000	534,193	1.47	1.42	124,488	16.4	119,094	1.07
調 整 費	—	13,000	—	—	—	—	—	—	—
合 計	760,000	530,000	534,193	1.43	1.42	124,488	16.4	119,094	1.07

- (注) 1. 生活関連重点化枠を含む。
 2. 一般道路事業には、緊急地方道路整備事業、NTT-B型事業及び住宅地関連(道路特会)を含む。
 3. 前計画の実績額及び前年度事業費、5年度要求の一般道路事業には住宅地関連(一般会計)を含む。
 4. 平成3年度以降の地方単独事業は見込み値である。
 5. 前計画の実績額及び前年度の実績額はNTT-A型事業を含んだ計数である。
 6. 倍率は前年度のNTT-A型事業を除く事業費に対する倍率である。

表6 第10次積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画(案)

(単位:億円)

区 分	第10次計画 要求額 (H5~H9年度)	第9次計画 計 画 額 (S63~H4年度)	倍 率
雪 寒 道 路	8,300	6,280	1.32
除 雪	1,880	1,690	1.11
防 雪	3,600	2,550	1.41
凍雪害防止	2,820	2,040	1.38
凍雪機械	1,100	920	1.20
小 計	9,400	7,200	1.31
地方単独事業	4,500	(2,252)	2.00
計	13,900	9,452	1.47
調 整 費	—	200	—
合 計	13,900	9,652	1.44

(注) 第9次計画における地方単独事業を除く事業費は、7,400億円である。

の展開、「多様な空間機能の充実」、「総合的な交通機能の強化」、「まちづくり、地域づくりの支援」の視点に立って、施策の展開を図る(表5)。

(2) 第10次積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画の策定

雪国における生活の安定を確保し、地域の振興を図るとともに、国民に広く諸活動の場を提供するため、雪国社会の変化に対応しながら、地域の特性に応じた適切な冬期道路交通対策を推進することが必要である。

このため、第10次積雪寒冷特別地域道路交通

表7 第8次奥地等産業開発道路整備計画(案)

(単位:億円)

区 分	第8次計画 要求額 (H5~H9年度)	第7次計画 計 画 額 (S63~H4年度)	倍 率
都 道 府 県 道	2,150	1,630	1.32
市 町 村 道	300	250	1.20
小 計	2,450	1,880	1.30
地方単独事業	510	(145)	3.52
計	2,960	2,025	1.46
調 整 費	—	50	—
合 計	2,960	2,075	1.43

- (注) 1. 第7次計画における地方単独事業は実績である。
 2. 第7次計画における地方単独事業を除く事業費は、1,930億円である。

通確保五箇年計画を策定し、雪寒施策の拡充強化を図る。

計画の策定にあたっては、一般国道から市町村道にいたる道路網においてより効率的な対策を行うため、新たに地方単独事業を含めた総合的な計画として策定する(表6)。

(3) 第8次奥地等産業開発道路整備計画の策定

交通条件が極めて悪く産業の開発が十分に行われていない山間・奥地等の地域における産業の振興を図るため、地域の産業構造の変化等に対応し、地域間の交流にも配慮した産

業の開発の基盤となるべき道路の整備が緊急の課題となっている。

このため、奥地等の地域において主要地方道を含めた総合的なネットワークを計画的に整備することを目的として、第8次奥地等産業開発道路整備計画を策定する。

計画の策定にあたっては、新たに地方単独事業を含めた総合的な計画として策定する(表7)。

2 生活者の豊かさを支える道路整備の推進

(1) ぐららの利便性向上のための道路整備の推進

① 従来より実施しているアクションプロ

グラム等の交通容量拡大施策を追加修正するとともに、新たに輸送効率の向上や交通需要の時間的平準化等の交通需要マネジメント施策を併せて行う「新渋滞対策プログラム」を策定し、渋滞対策を推進する(表8)。

その場合、関係者が一体となって交通需要マネジメントを促進するために、道路管理者はカープール用駐車場の整備等必要な支援事業を重点的に実施するとともに、地方公共団体が地元団体や関係機関等に対して時差出勤や通勤時の相乗り利用等に関しての誘導を行うよう働きかける。

② 開発と交通施設との調和を図るため、大規模な開発に伴い、道路交通への影響が生じると予想される場合には、その影響を事前に評価する交通アセスメントを実施し、道路管理者、地方公共団体、開発者の適切な協力の下に所要の対策を行う。

2) 公共交通機関の使いやすさの向上(地域モータリミックスの推進)

社会全体として調和のとれた総合的な交通政策が必要であり、地域特性、交通特性等に依りて、自動車、鉄道、内航海運等各

表8 渋滞対策事業費 (単位:億円)

区分	5年度 要求事業費	前年度 事業費	倍率
渋滞対策事業	11,584	8,925	1.30

種交通機関のそれぞれが特性を十分發揮し、連携を強化して、国民のニーズに満足し得る交通体系を確保するモータリミックス政策を推進する。

その一環として、次の施策を内容とする地域モータリミックス施策を推進する。

① 各種交通機関の特性を十分發揮するため、空港、港湾、新幹線駅へのアクセスを強化する道路網や交通拠点広場等の整備を積極的に推進する。

② 交通の輻輳する都市部及び周辺部において、都市モノレール及び新交通システム等の整備を推進するとともに公共交通機関としてのバスへの適切な機能分担を図るため、バスレーンのカラー舗装化、バス停のハイグレード化、バス交通が公共交通機関の主体となっている都市におけるバス交通広場の整備等バス交通の優先策を推進する。

また、駅前広場、駐輪場、パークアンドライド用駐車場等の整備や交通結節点にかかる自転車道や歩道、立体横断施設におけるエスカレーター・エレベーター、動く歩道等歩行者優先の道路整備を推進する(表9)。

表9 地域モーダルミックス施策事業費

(単位：億円)

区 分	5 年 度 要求事業費	前年度事業費	倍 率
アクセス強化道路の整備	1,480	1,345	1.10
公共交通機関利用促進のための 道路整備	8,766	8,465	1.04
駅前広場等交通結節点の整備	546	393	1.39

3) 駐車対策の推進

① 計画的な駐車場の整備を推進するため、地方公共団体による駐車場整備計画の策定を促進するとともに、有料道路融資事業等（無利子貸付制度）、交通安全施設等整備事業（補助制度等）、道路開発資金（低利子貸付制度）を活用した駐車場の積極的・計画的な整備を進める。

② 限られた都市空間の有効活用を図るた

表10 駐車対策事業費

(単位：億円)

区 分	5 年 度 要求事業費	前 年 度 年 業 費	倍 率
駐 車 場	900	650	1.38
有料道路融資事業等 特定交通安事業	298	260	1.15
施設整備事業	340	150	2.26
道路開発資金	262	240	1.09
駐車場案内システム	42	20	2.12

③ 郊外の鉄道駅やバスターミナル及び乗り合い拠点等におけるパークアンドライド・カープリーング駐車場について助成の拡充を図り、整備を推進する。

④ 荷捌きによる路上駐車を防止し、安全で円滑な道路交通を確保するため、地域

め、道路、公園、河川等の地下空間を活用した駐車場の整備を推進する。

また、新たに立体道路制度を活用して既設の建築物内の空間を道路附属物駐車場として整備するなど、官民共同による駐車場整備を一層推進する。

が共同で利用する荷捌き施設の整備に着手するとともに、民間ビルの荷捌き施設への低利融資を行う。

また、既存駐車場の有効利用を図り、道路交通の円滑化に資するため、駐車場案内システムの整備を推進する（表10）。

○駐車場継続 一〇〇箇所二一、〇〇〇台

新規 一〇〇箇所二〇、〇〇〇台

完成 七〇箇所一七、〇〇〇台

4) 情報サービスの高度化

道路利用者の多様化・高度化する情報ニーズに応え、安全で円滑な道路交通を実現するため、標識BOXの活用等により、利用者の意見を反映した標識の充実に努めるとともに、路線番号・標識・キロポスト・地図の連動による、わかりやすい道路案内システムの構築を図るPINTERプロジェクトを推進する。

また、きめ細かな道路交通情報を適切に提供できるビーコン（発信器）等の整備を進め、路車間情報システムの整備を推進するとともに、道路情報板等の整備、道路交通情報の収集・提供のための光ファイバーによるネットワークの整備を推進する。

5) 適切な路上工事の実施等による渋滞の解消

- ① 円滑な道路交通を確保するとともに、道路構造の保全を図るため、公益物件を集約して道路の地下に収容する共同溝の整備を積極的に推進する。
- ② 道路の維持修繕にあたり、工法並びに材料の開発等により、工事期間の短縮を図るとともに、舗装や構造物等の耐久性の向上を図るほか、路線集中工事を実施する。また、占用工事についても道路管理者と占用者との緊密な調整のもとに、共同施工や集中工事を行うほか、工事量や工事期間の縮減を図るため工法や制度等総合的な施策の検討を進める。さらに、路上工事に関する情報を道路利用者に適時適切に提供する。これらにより、路上工事による交通渋滞の解消を図る。
- 共同溝整備事業
 全国三五路線 八四箇所
- 6) 物流システムの高度化
 - ① 道路交通の一部を代替し、環境にも配慮した新たな物流システムの導入を図るため、官民の連携の下、実験線の建設に向けた技術開発を行う等、研究、開発を推進する。また、荷捌き施設から荷受け先までの新たな輸送システムの開発を推進する。
 - ② 地域の道路環境と調和のとれたロジスティクスの高度化の促進を図るため、ロジスティクスセンター等が立地する広域物流拠点と道路網の新たな一体整備を推進する。
 - ③ 主要な都市圏において物資流動調査を実施し実態を把握するとともに、主要都市毎に都市内の物流施設について総合的な整備計画の策定を推進する。
 - ④ 物流拠点整備を行うことにより、交通需要マネジメントを推進し、物流の効率化を図る。また、広域物流ネットワークの構築を図るため、空港、港湾等へのアクセスを強化する道路整備を推進する。
 - 7) 国際化に対応した道路整備の推進
 - ① 国際交通の拠点となる空港・港湾と高規格幹線道路網とを連絡する道路の整備を推進するほか、案内標識のローマ字併記及び英語による道路交通情報の提供を充実する。
 - ② 開発途上国の道路計画・建設やアジア地域の国際交通の基盤であるアジア・ハイウェイに関するプロジェクト等に対する技術協力を積極的に貢献する。また、欧米諸国との技術交流を推進するとともに、平成四年度に調印した「日米・道路

- 技術に関する協力実施取り決め」に基づく、道路技術情報の交換等を行う。
- (2) ぐらしの安全性向上のための道路整備の推進
 - 1) 交通安全対策の推進
 - ① 一般道路において、抜本的対策として自動車専用道路、バイパスなど道路の新設・改築事業を推進するとともに、現道の緊急対策として、第5次特定交通安全

表11 交通安全施設等整備事業等事業費

区 分	（単位：億円）		
	5年度要求事業費	前年度事業費	倍 率
交通改築事業	10,072	9,728	1.04
交通安全施設等整備事業	3,705	3,480	1.06
うち特定交通安全施設等整備事業	3,072	2,840	1.08

表12 高速自動車国道等の交通安全対策に関する事業費

区 分	（単位：億円）		
	5年度要求事業費	前年度事業費	倍 率
高速自動車国道等における交通安全対策に関する五箇年間の事業	728	692	1.05

施設等整備事業五箇年計画等に基づき、歩道等の整備、交差点の改良、道路照明の設置など交通安全施設等の整備を積極的に推進する。特に、地域ごとの交通事故調査を充実し、事故実態に即した効果的な交通安全対策を実施する(表11)。

② 高速自動車国道等において、交通安全対策に関する五箇年間の事業計画等に基づき、路面排水対策、連続照明の増設、気象情報等の提供等の交通安全対策を強力に推進する。また、渋滞時の安全対策として、渋滞区間の六車化、インターチェンジの改良、的確な渋滞情報の提供等を重点的に実施する(表12)。

③ 住宅地や商店街等の路地や裏通りから通過交通を排除して交通の安全確保及び生活環境の改善を図るため、関係機関等と連携して、コミュニティ道路、ハンパ等を整備する「路地の復権緊急事業」を新たに推進する。

④ 道路と自動車が一体となった事故回避システムの調査、研究に着手する。

○特定交通安全施設等整備事業の実施予定。

・歩道・自転車等(延べ延長)

約一、〇〇〇km

・コミュニティ道路 八一箇所
・交差点改良 三四〇箇所

○高速自動車国道等における交通安全対策の実施予定

・道路照明施設の整備 五六km

・渋滞区間の拡幅 一六箇所

・ICの改良(ブース増設等) 四二箇所

2) 高齢者等のための道路整備

① 高齢者等が安心して通行できるように、

幅の広い歩道(幅員概ね三m以上)の整備を推進するとともに、沿道への車乗り入れ部での歩道の切り下げを改善し、歩きやすく快適な歩行環境の整備を推進する。

② 駅や高齢者等の利用の多い施設の周辺等において、必要に応じスロープや昇降装置を付けた立体横断施設や駅等の建築物に直接出入りできる立体横断施設の整備を推進する。

また、歩道の段差など車椅子の通行上の障害を的確に把握するため、「車椅子利用による通行障害実態調査」を実施し、歩道の拡幅、電柱の移設、立体横断施設の整備等を行う。

③ 小学校等の通学路について、新たに小学校等と連携して「通学路基本台帳」の

整備を行うとともに、児童等が安全、快適に通行できるように、歩道や防護柵等の交通安全設備等の点検・整備を推進する。

④ 近年の高齢運転者等の増加に対応して、ゆとりのある道路構造の確保や視環境の向上、疲労運転の防止等を図ることとし、付加車線(ゆずりあい車線)の整備、道路照明の増設、簡易パーキングエリアの整備等を進める。

○幅の広い歩道等の整備道路延長

約一、〇〇〇km

○昇降装置付き立体横断施設

一般国道三号(福岡市東区)等

約一〇箇所

3) 地域の生活を支える信頼性の高い道路網の整備

① 豪雨等に対する道路ネットワークの安全性・信頼性の向上を図るため、防災点検に基づき緊急性の高い箇所から逐次計画的に防災対策を実施するとともに、生活の基幹となるネットワークにおいて、災害の発生そのものを抑止する工法を用いることにより、事前通行規制区間の解消をめざす事業(安心ネットワーク緊急整備事業)を推進する。さらに、道路防災情報の提供の充実を図る。

② 震後交通確保のため、震災点検に基づき、橋梁の耐震性の強化等の震災対策を計画的に推進する。また、道路施設以外の関連施設の震災点検に基づき、地震時の道路の安全対策を検討する。

○防災対策 約四、九〇〇箇所を実施

○震災対策 約一、一〇〇箇所を実施

○安心ネットワーク緊急整備事業実施箇所
一般国道二二〇号青島日南局改等

4) 雪国の振興のための冬期道路交通確保策の推進

① 地域間交流の拡大に対応できる幹線道路の冬期モビリティを確保するため、積雪時にも道路幅員が十分に確保できるように消雪施設、流雪溝の整備を推進するとともに、特に堆雪幅の確保を積極的に推進する。また、雪崩や地吹雪による交通遮断を防止するため、要対策箇所の解消を促進する。さらに、急勾配、急カーブなど冬期交通のネック箇所の解消のため、チェーン着脱が容易で休憩所等の機能も有する多機能型チェーン着脱場を含めたチェーン着脱場の整備や局部的な拡幅等によりネック箇所を解消する雪寒局部改

良事業を推進する。

② 冬期歩行者空間ネットワークの充実のため、歩道除雪を拡充するとともに、無散水消雪施設、流雪溝等の整備を推進する。特に通学路の重点的な確保を進める。

○雪に強い地域づくりを推進するため、運搬排雪の効率的実施に資する堆雪場を積極的に確保する。また、コミュニティによる雪対策に対し、流雪溝や小型除雪機械、堆雪場の整備など地域住民が主体的に雪対策を行うことを支援する施策を推進する。

③ 除雪の効率化、道路利用者の利便向上に資する道路気象情報システムの整備を促進するとともに、消雪施設等の施設の維持、修繕、更新を推進する。

○消雪施設 約一一五km
うち歩道消雪施設二・四km

○チェーン着脱場 約一〇〇箇所
うち多機能型五箇所

○流雪溝 約七〇km
○堆雪幅 約二〇km
○除雪機械 約八九〇台

④ より快適で円滑な自動車走行の確保を図るため、道路工事に起因する交通渋滞

の解消に努めつつ、路面の維持修繕を推進するとともに、損傷の著しい橋梁床版等についての計画的な維持修繕を実施するほか、橋梁耐荷力総点検を実施する。

② トンネルの換気施設や非常用施設等の老朽化が進行しているものについて、より安全・快適な自動車走行の確保を図るため、これら老朽化施設の更新を推進する。

また、今後増大する道路ストックの合理的・効率的な管理を行うために必要な道路データベースの整備を進めるとともに、材料や構造、工法等の技術開発を推進する。

③ 住民からの道路に関する苦情や意見、相談等に対し迅速かつ適切に対応するとともに、今後の道路管理や道路整備に資するため、道路に関する相談等の総合的な窓口（道路一一〇番）を設置するなど、道路利用者サービスの向上を図る。

① 歩行者・自転車のための空間整備

② 歩行者や自転車の動線に即した、安全で利用しやすい歩道及び自転車道のネットワークの形成を図るため、各道路管理

者等の連携により、長期構想に基づく二六万kmの歩道整備計画を策定し、整備を推進する。

② 歩道と公園等との一体整備、歩道と建築物内の公共用道路やセットバックとの連携等を図り、都市空間を有効に活用して歩道等ネットワークの強化を図る。

また、雨の日でも歩きやすく、人にやさしい歩道とするため、透水性舗装、カラー舗装などの歩道舗装を行う。

③ 鉄道駅等の交通結節点において、ペDESTリアン・デッキなど建築物に直接出入りできる立体横断施設や、エレベーターやエスカレーター等の昇降装置を付けた立体横断設備の整備を推進する。

④ 都市における交通手段としての自転車利用促進のため、「サイクルネットワーク整備事業」を推進するとともに、駅周辺や中心市街地の道路における放置自転車車を排除し、安全、快適な通行空間の確保を図るため、道路や公園等の地下の活用、地下鉄駅や地下自動車駐車場との一体整備等により、自転車駐車場の整備を推進する。

また、自転車交通の安全を確保し、併せて国民の心身の健全な発達に資するため、

大規模自転車道の整備を推進する(表13)。
○歩道等の新設道路延長
約二、七〇〇km

○歩道と公園の一体整備

一般国道一〇号(大分市)等五箇所

○建築物のセットバックと連携した歩道等の整備
一般国道二号(西宮市)等

○歩道舗装の修繕(透水性舗装等)
約五〇km

○自転車駐車場
豊橋駅自転車駐車場
(豊橋市)等六二箇所

表13 歩道、自転車道関係事業費

(単位:億円)

区分	5年度 要求事業費	前年度 事業費	倍率
歩道・自転車道の整備	6,000	5,700	1.05
自転車駐車場の整備等	86	64	1.33
特定交通安全事業	19	10	1.90
街路事業	67	54	1.22
大規模自転車道の整備	140	135	1.04

○大規模自転車道 遠野田瀬自転車道
(岩手県)等四七箇所

2) 沿道と連携した景観整備と「たまり」機能の充実

① 自動車利用者のための「たまり」空間として、一般道路に休憩施設を計画的に配置する。

その際、地域の状況に応じ地方公共団体等の設置する郷土資料館等の地域振興施設と連携し、「道の駅」として地域交通の核の形成とサービスの高度化・多機能化を図る。

② バス停のハイグレード化、駅前広場の整備、公園と歩道とを一体化した緑の散歩道の整備等により、歩行者のための「たまり」空間の拡充を図る。

③ 駅前道路、目抜き通り、並木道などを沿道と連携して景観整備を行い、住民が誇りとし、祭りやイベント等の場としても活用できる都市や地域のシンボルとなる道路空間とする。

○道の駅整備事業

○全国・約二〇箇所において実施

○シンボルロード等の整備

○全国・約二八〇箇所において実施

3) 道路地下空間の計画的利用の推進

① 道路地下利用の幅が拡大される大都市等において、道路地下空間の有効活用を図るため、道路地下空間利用計画の策定を推進するとともに、交通の円滑化及び安全で快適な歩行者空間の確保を図るため、都心部道路地下空間整備モデル事業を推進する。

また、沿道と一体となった地下空間の利用方策について検討を進める。

② 地下空間の計画的な利用を図り、道路の掘り返しを防止する観点から公益物件を集約的、計画的に収容する共同溝の整備を推進する。

また、道路景観の向上及び安全で快適に通行できる空間の確保を図るとともに、高度情報化社会に対応するため、電線類地中化五箇年計画に基づいてキャブシテムの整備を推進する。

3 活カある地域づくりのための道路整備の推進

(1) 交流ネットワークの充実

1) 高規格幹線道路網の整備
高規格幹線道路網について二〇〇〇年までにおおむね九、〇〇〇kmの供用、二二世紀初頭までに一四、〇〇〇kmのネットワー

クの完成を目標に整備を強力に推進する。整備に当たっては、効率的な整備を図る観点から、路線の性格を勘案し、国土開発幹線自動車道等又は、一般国道の自動車専用道路として整備を推進する。

① 国土開発幹線自動車道及び一般国道の自動車専用道路については、地方圏の横断道、大都市圏の環状道路、第二東名・名神高速道路等に重点をおいてその整備を推進する。

表14 高規格幹線道路事業費

(単位：億円)

区 分	5年度要求事業費	前年度事業費	倍 率
高規格幹線道路事業費	25,339	23,463	1.08
高速自動車国道	17,393	16,679	1.04
本州四国連絡道路	2,056	1,704	1.21
一般国道	5,871	5,062	1.16
調査	19	18	1.08

表15 高規格幹線道路供用延長

(単位：km、%)

区 分	総延長	4年度末	5年度末	
			供用延長	進捗率(%)
高規格幹線道路	14,000	5,929	6,136	44
国土開発幹線自動車道等		(285)	(299)	
	11,520	5,404	5,574	48
本州四国連絡道路	180	108	108	60
一般国道	2,300	132	155	7

(注) () 書きは、国幹道に並行する一般国道自専道で外書きである。なお、高規格幹線道路の総計には含まれる。

② 本州四国連絡道路については、明石海峡大橋、来島大橋、多々羅大橋等の建設を引き続き推進する(表14、15、16、17)。

○供用延長

高規格幹線道路として、関越道の六車線化等の改築を含め、二九〇kmを供用する。

平成五年度末の供用延長は、約六、一四〇kmとなる。

(2) 地域集積圏の形成

1) 地域高規格道路の整備

強い地方圏と安定した大都市圏を形成するため、全国的な高規格幹線道路網と一体となって、地域の連携による「地域集積圏」の形成、集積圏相互の交流の促進、交流拠点等との連結を図る、地域高規格道路を軸とした道路ネットワークの整備を推進する。

① 地域の総合的な発展の基盤となる道路ネットワークについて、「広域道路整備基本計画」を、有識者等の意見を踏まえて、関係する道路管理者等が共同で策定する制度を創設する。

② 地域構造を強化する軸となる地域高規格道路について、地域の振興施策とあわせて、整備を推進する。

地域高規格道路は、自動車専用道路、

表17 一般国道自動車専用道路の
平成5年度新規事業箇所

路線名	箇所
日高自動車道	門別厚賀道路
旭川・紋別自動車道	上川上越道路
三陸縦貫自動車道	釜石山田道路
三陸縦貫自動車道	桃生登米道路
三遠南信自動車道	三遠道路
三遠南信自動車道	丹波綾部道路
京奈和自動車道	紀北東道路
西九州自動車道	佐々佐世保道路
西九州自動車道	芦北出水道路

表16 平成5年度供用予定区間

高規格幹線道路名	区間(道路名)	延長(km)
国土開発幹線自動車道等		
北海道縦貫自動車道	虻田～伊達	11
東北縦貫自動車道	大泉～美女木JCT	9
東海北陸自動車道	美濃～美並	17
近畿自動車道	名古屋～勝川	11
〃	堺～岸和田和泉	10
関西国際空港線	泉佐野JCT～前島JCT	7
山陽自動車道	備前～岡山	37
〃	福山西～河内	36
四国縦貫自動車道	藍住～脇	32
国幹道並行国道自専		14
計		184
(拡幅)		
関越自動車道	新座～藤岡	76
中国縦貫自動車道	広島JCT～戸河内	7
計		83
小計		267
一般国道自動車専用道路		
三遠南信自動車道	小川崎峠道路等	23
合計		290

または同程度の機能を有する質の高い道路とし、地域の実情に応じた高速度サービスを提供できる構造とする。

③ 平成五年度の事業として、地域高規格道路調査を充実させ、地域集積圏や道路ネットワークについて調査するほか、規格の高い幹線道路として計画すべき路線・区間の具体的な調査を推進するとともに、調査熟度の増したもののうちから、当面重点整備すべき区間を地域高規格道路として選定し、地域の振興施策とあわ

せ、新たに事業に着手する。

2) 強い地方圏の形成

活力にみちた魅力ある地域づくりを推進するため、地域高規格道路を軸とした道路ネットワークの整備により、広域的な地域の連携強化を図る。

また、地方拠点都市地域をはじめ地域の発展の核となる都市においては、高次都市機能の育成・集積を促進するための道路整備を推進する。

地方部においては各種地域振興施策を支える道路の整備や、農山村の定住基盤の充実、過疎地域・奥地等の振興、活性化を支える道路整備等を計画的、重点的に推進する。

なお、その際、地方特定道路整備事業の積極的活用を図る。

(広域的な地域の連携強化)

広域的な地域の連携強化や中心都市における環状方向の連絡のため、地域高規格幹線道路を軸とした道路ネットワークの整備を推進する。

(核となる都市の高次都市機能の育成)

地域の発展の核となる都市において、鉄道跡地等の大規模空地等を活用し、高次都市機能の集積を図る拠点地区の面的整備やそれを支える道路整備を推進する。特に、地方拠

点都市地域における土地区画整理事業の制度拡充を図る。

(地方部の定住と活性化の推進)

- ① 地方部において、日常生活を営む上で中心となる都市や隣接市町村相互の連携強化に資する道路網の整備を推進する。
- ② 快適でうるおいのある生活環境を創出するため、学校、医療施設等公共施設との整備に関連する道路整備を推進する。
- ③ リゾート開発等の各種地域振興施策を支える道路整備を推進するとともに、地域の個性と創意工夫を活かした地域振興施策に関連する道路整備を、地域の个性的なアイデアをとりいれつつ、重点的に実施するマイロード事業を一層推進する。
- ④ 既存商店街における活力や都市的魅力を回復するとともに、郊外等における新たな商業集積拠点の整備を推進するため、関連する道路整備を計画的、重点的に推進する。
- ⑤ まちづくり市町村道整備モデル事業を拡充し、農山村地域において複数の市町村が一体となって整備計画を策定し、通勤圏域の拡大等定住基盤の充実に資する道路整備を推進する。
- ⑥ 新たに策定する第8次奥地等産業開発

表18 地方圏形成関係事業費

(単位:億円)

区 分	5年度 要求事業費	前年度 事業費	倍率
地方圏における新たな都市拠点の整備	525	448	1.17
生活中心都市連絡道路	4,570	4,271	1.07
公共公益施設支道	4,320	4,114	1.05
地域新興産業活性化道	3,719	3,542	1.05
過疎地域広域基幹道	390	362	1.08
過疎地域活性化道	3,743	3,578	1.05
半島振興道	767	716	1.07
山村振興道	2,474	2,357	1.05
特別豪雪地帯道	1,020	972	1.05
	515	490	1.05

道路整備計画に基づき、奥地等の産業振興に資する道路整備を推進する。
また、過疎地域の活性化を図るため、広域基幹道路整備事業、市町村道の都道府県代行事業を推進するほか、半島、山村、特別豪雪地帯の振興を支える道路整備を推進する(表18)。

○地方圏における新たな都市拠点の面的整備

表19 三大都市圏における自動車専用道路網の整備

(単位:億円)

区 分	5年度 要求事業費	前年度 事業費	倍率
東京圏	9,677	8,853	1.09
大阪圏	7,162	6,234	1.15
名古屋圏	2,285	2,188	1.04

- ① 交通渋滞の緩和、環境・エネルギー効率の向上を図るため、自動車交通の円滑化に資する自動車専用道路網等の整備を推進する(表19)。
- 3) 安定した大都市圏の形成
 - 広域基幹道路整備事業
 - .. 福島県北塩原村等 五四〇箇所
 - 商業市街地振興整備のための道路事業
 - .. 千葉県銚子市等 約六五〇箇所
 - まちづくり市町村道整備モデル事業
 - (複数市町村型) 八箇所
- .. 富山駅北土地区画整理事業等三九地区
- マイロード事業.. 岐阜県大垣市等 約一五〇箇所

表20 新たな都市拠点の整備

(単位：億円)

区 分	5年度 要求事業費	前年 度費	倍 率
三大都市圏における 新たな都市拠点の整備	296	279	1.06

表21 住宅宅地関連事業費

(単位：億円)

区 分	5年度 要求事業費	前年 度費	倍 率
住宅宅地関連道路事業	5,036	4,734	1.06

② 核都市を中心とする自立的な地域集積圏を形成させ、多核型都市圏構造への誘導を図るため、核都市を中心とする放射

・環状道路や核都市相互を連絡する環状道路の整備を推進する(表20)。

また、核都市等において、大規模空閑地を活用して業務機能等を導入すべき拠点地区の面的整備や関連道路の整備を推進する。

③ 道路網整備等の交通容量拡大策とあわせ、効果的に自動車交通の円滑化を図ることを目的に、交通需要マネジメント施

策を推進する。

(3) 住宅宅地の供給とそれを支える道路整備
① 大都市における大量の良質な住宅宅地の供給や地方の定住人口の受け入れに必要

な住宅宅地の供給を促進するため、全宅地供給量の四割以上を担う土地区画整理事業やアクセス道路等の整備を推進する。また、住宅適地を拡大し宅地開発を誘導する先導的な道路整備として、宅地開発誘導道路事業を推進する。

特に三大都市圏においては、大都市住宅宅地供給関連公共施設整備基本計画に基づき住宅宅地の供給とそれを支える道路事業を積極的に推進する。

② 三大都市圏における特定市街化区域内農地の適切な宅地化を促進するため、必要に応じ土地区画整理事業、補助幹線道路等の先行的な都市計画決定を行う。

③ 良質な住宅地の形成を図るため、開発者の協力により代替地を確保するなど、住宅宅地の供給に必要な関連道路の整備を円滑に推進する手法を確立する。

4 良好な環境創造のための道路整備の推進

良好な道路環境の創造のため、地域ごとに、その地理的条件、住居や商業施設等の土地利

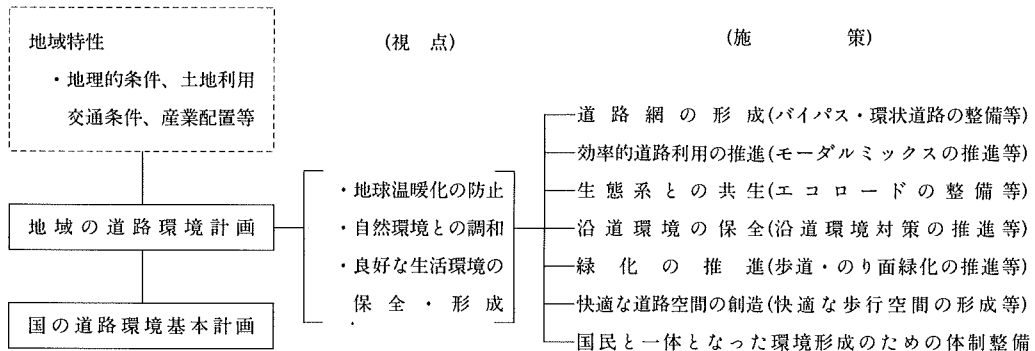
用、交通条件、産業配置等、道路をめぐる地域の状況に応じて、地域モータリミックス、エコロード整備、沿道環境対策など、総合的な道路環境施策の推進に関する「道路環境計画」を策定する。同計画に基づき地球温暖化の防止、自然環境との調和、良好な生活環境の保全・形成の三つの視点から、道路環境施策を推進する。

(1) 地球温暖化の防止のための道路整備の推進

① 渋滞による燃料浪費が、CO₂排出量増大の大きな要因となっている。このため、バイパスや環状道路の整備、交差点改良など円滑な交通確保に資する道路事業を着実に進め、二一世紀初頭には現在より約一割程度エネルギー効率の高い走行速度をめざす(都市部において朝夕の走行速度を約七〜八km/h程度向上させる)。

② 交通の省エネ化を進め、あわせて沿道環境への負荷を軽減するため、関係機関が一体となって、「地域モータリミックス行動計画」を策定する。同計画には、公共交通機関の有効活用や徒歩・自転車利用の促進など地域のニーズを満足しつつ省エネ型社会を形成するための関係機

(参考) 道路環境計画の概要



- 関の連携方策と、その推進を支援するためのバスレーン、駅前広場、自転車道の整備など関連道路事業を定め、地域の实情に応じた着実な省エネを進める。
- ③ 道路工事において発生する残土やアスファルト、コンクリート発生材などの建設副産物について、発生量の抑制、再利用の促進等の建設副産物対策を推進するため、地域ごとの利用計画を策定するとともに、モデル工事を実施する他、品質の確保方策について検討する。
- (2) 自然環境と調和した道路整備の推進
- ① 道路の計画から管理に至る各段階について、良好な自然環境との調和のための具体的手法をとりまとめたガイドラインを策定し、生態系と共生した道路事業手法の定着を図る。
- ② 道路の計画にあたっては、地域の自然環境等に関する調査を踏まえ、自然との調和をめざした路線選定等を行うとともに、自然環境の豊かな地域では、表土の活用、植物の移植を図るほか、自動車と動物の接触事故防止のための動物用横断構造物(けもの道)の設置等、生態系全般との共生を図るための構造・工法を取込んだ「エコロード」の整備を推進する。
- さらに既存道路に関して、接触事故の発生状況を調査し、多発区間については侵入防止柵の設置等、緊急対策を講じる。
- ③ 既存道路の盛土や切土等ののり面について、「のり面等植栽計画」を策定し、潜在自然植生等を活用した再緑化を図る。
- ④ 国立公園等の拠点へのアクセス方法についてマイカーからバス等への転換を促すため、周辺部に乗換え駐車場の整備を進める。
- (3) 良好な生活環境の保全・形成
- ① 沿道の生活環境悪化の要因である渋滞を解消し、騒音、窒素酸化物等の低減を図るため、バイパス、環状道路、交差点改良等の道路整備を推進する。
- また、環境施設帯や遮音壁の設置、道路緑化を引き続き推進する。なお、環境施設帯については、環境保全の観点だけでなく、まちなみのうるおいを積極的に形成していくため、公園事業者と連携して、公園との一体的整備を進める。
- ② 沿道整備事業や道路管理者による沿道土地買取制度を活用し、緩衝建築物の誘導を図るなど、幹線道路と調和したまちづくりを推進する。
- ③ 「環境対策特別推進事業」を引き続き

推進し、環境対策技術に関し民間と連携しつつ研究・開発を進めるとともに、高架裏面吸音板、低騒音舗装等に関する試験施工を拡大し、沿道環境保全技術の一層の拡充を図る。

5 有料道路制度の活用による道路整備の推進

(1) 有料道路制度の活用による高規格道路等の推進

① 多極分散型の国土の形成、地域活性化等に大きく寄与する高規格幹線道路、大都市圏における環状道路、湾岸道路等について重点的に整備を推進する。また、東京湾横断道路、明石海峡大橋などの大規模プロジェクトの推進を図る。

② 利用者の理解と信頼を得つつ、適正な料金水準のもとで有料道路制度を活用するため、建設・管理に係る経費の一層の節減に努めるとともに、償還制度の運用の改善、都市高速道路における関連街路分担金の見直し、土地開発公社における低利資金を活用した用地先行取得、用地費に係る資金コストの低減など公的助成の拡充を進める。

また、NTT-A型資金を活用し、有

料道路とこれに密接に関連する道路を一体的に整備する総合有料道路事業などを推進する。

(2) 利用者サービスの一層の向上

① 大都市圏で放射状道路の整備が先行した結果、都市部に交通が集中し、著しい渋滞が発生するなど渋滞問題が日常化していることから、これらの解消を図るため、環状道路等のネットワーク整備を推進するとともに、渋滞区間の拡幅、料金所プース増設等を推進する。

また、利用者に適切な渋滞情報等を提供するため、情報収集・提供施設について一層充実する。さらに維持修繕工事による渋滞を最小限に抑えるため、集中工事を実施する。

② 事業主体を異にする各種の有料道路をより利用しやすくするため、一体的な料金徴収、プリペイドカードの共通化等カードシステムの充実等を推進する。

③ サービスエリア等の駐車スペースの拡張、サービス内容の充実等、利用者ニーズに対応した施設の拡充を図るとともに、地域の拠点となり多様な機能を持つサービスエリア等の整備を推進する。

6 道路整備推進対策の活用と拡充

① 沿道市街地と調和を図りつつ都市内幹線道路の整備を促進するため、公共施設管理者負担金制度を活用した市街地再開発手法による沿道再開発型街路事業を推進する。

② 道路と建物の一体的整備を図る立体道路制度の積極的な活用により、土地の高度利用を図りつつ、市街地における幹線道路の整備を推進するとともに、計画的な地域振興整備と道づくりを促進するという観点から、インターチェンジ・サービスエリア等と周辺地域を一体的に整備する地域一体振興整備事業を推進する。

③ 中心市街地内の道路において、都市施設や地区計画の決定、壁面線の指定、道路開発資金の活用など、官民の共同により沿道地域に歩道の機能を補完する公共的空間を連続的に確保するための方策を拡充する。

④ 代替地情報バンク等総合的な用地取得方策の活用により道路事業用地の取得を進めるとともに、用地国債制度や道路開発資金等を活用し、用地先行取得を一層推進する。

⑤ また、国庫債務負担行為の活用等によ

り工事の平準化を推進する。

⑥ 道路新技術の活用と技術開発の促進を図るため、新技術導入事業を積極的に実施するほか、新技術導入事業の実施機関及び技術開発者の双方を対象とする顕彰制度、道路技術情報ライブラリ等を創設する。

四 平成五年度生活関連重点化枠概算要望概要

① 地方拠点都市地域等の地方都市基盤緊急整備

○地方拠点アクセス道路整備事業
 地方部における定住を促進するため、地方都市の中核となる地区（中心市街地等）と周辺地域とを連絡するアクセス道路の整備を推進する。

○バスレーン整備等公共交通機関支援事業
 都市部における日常生活を支える公共交通機関の定時性を確保し、利用を促進するため、バス路線の交通混雑区間の整備や駅前広場等の道路整備を推進する。

○渋滞対策推進事業
 地域生活と密接にかかわっている路

線の渋滞箇所の早期解消を図るため、現道拡幅、交差点改良等の道路整備を推進する。

○駐車場、歩道交通安全対策推進事業
 安全でくらしやすい日常生活の確保を図るため、通学、買物等にかかる交通事故の多発している箇所等の歩道整備、交差点改良、駐車場の整備等の交通安全対策を推進する。

② ふるさと生活基盤緊急整備
 通学路等生活基盤整備推進事業

公園、学校、医療施設等の公共公益施設の利便性の向上等を図るため、これらの施設に関連する道路の整備を推進する。

○雪国生活支援事業

雪国における生活環境の向上を支援するため、冬期交通のネックとなる箇所における消雪施設等の整備や堆雪による生活への障害を取り除く消雪施設、流雪溝、堆雪幅の整備を推進する。

○広域基幹道路整備等ふるさと交流活性化事業

地方部の交流を活性化するため、過疎地域と地方中心都市等を連絡する広

域的な道路や、狭あい区間、冬期交通障害箇所等の道路整備を推進する。

○生活基幹バス路線整備事業
 地方部において、バスが唯一の公共交通機関である地域で、日常生活に不可欠なバス交通の円滑な運行を確保するため、バスのすれ違い困難区間の解消等の道路整備を推進する。

③ 住宅・宅地供給緊急促進
 住宅・宅地開発誘導道路整備事業

良好な住宅宅地の供給を促進するため、土地区画整理事業やアクセス道路の整備等、住宅宅地開発に不可欠な道路整備を推進する。

○宅地開発誘導道路整備事業

住宅宅地不足を解消するため、宅地開発可能地が相当数存在しており、道路整備により新たな住宅宅地開発を誘導できる地域において、住宅宅地開発を誘導する道路整備を推進する。

④ 環境創造基盤緊急整備
 キャンプ・駐車場等まちづくり基盤整備推進事業

快適で魅力あるまちづくりを推進す

るため、中心市街地において市民生活に不可欠な道路整備、駐車場の整備、道路空間の確保等を推進する。

○環境施設等沿道生活環境形成推進事業

良好な沿道生活環境の形成を図るため、環境施設帯や遮音壁の設置、歩道の拡充等を総合的に実施するとともに、沿線騒音の著しい地域におけるバイパス等の道路整備を推進する。

○緑化等自然環境形成推進事業

うるおいのある緑豊かな道路環境の創出を図るため、植樹帯や植樹マスの整備等、道路空間における自然環境の形成を推進する。

○道の駅等個性豊かなみちづくり推進事業

地域の個性と創意工夫を活かした地域振興施策を支援するため、これに密接に関連する「道の駅」を整備するとともに、個性豊かなみちづくりを推進する。

五年度要望事業費 二〇四億円



一般国道関係予算の概要

建設省道路局国道第一課建設専門官 渡辺 茂樹

同 国道第二課建設専門官 沼田 敏樹

はじめに

一般国道は、現在四〇一路線が指定され、実延長四七、〇〇〇kmのネットワークを構成している。また、平成五年四月一日施行予定の一般国道の追加指定により、一〇二路線約六、〇〇〇kmが新たに追加される。これら一般国道は、高速国道などと一体となって全国的な高規格幹線道路網を形成しつつ、都市においては都市活動の基幹的施設として機能し、地方にあつては地域間の円滑な交通を支えるなど極めて広範多岐にわたる使命を担っているものである。

一般国道の延長は、都道府県道以上の一般道路の全延長の約二七％を占めるにすぎない

が、全国の自動車走行台kmの約五〇％（平成二年度道路交通センサスによる）を分担している。このように一般国道の重要性にも拘わらず、その整備は十分とはいえない。たとえば、平成二年度末現在、四車線以上で整備されている区間はわずか四、七二七km（一〇・二％）しかない現状にある。また、改良済み区間（四一、三〇六km）であつても交通がスムーズに通行していない区間（混雑度一・〇以上の区間）が一五、五〇六km（三七・五％）に達している。

また、平成四年度末で交通不能区間（未供用区間含む）が全国七二箇所、延長六六一kmも残っている。

このような現状に鑑み、事業実施にあつ

ては、平成五年度を初年度とする第11次道路整備五箇年計画に基づく計画的整備の推進に努めることを基本方針とし、特に、活力ある地域づくりを図るため、高規格幹線道路に指定された一般国道の自動車専用道路の整備を重点的にすすめる。また、大都市圏における環状道路、高規格幹線道路網と一体的に機能する国道ネットワークの充実・強化を図るため、交通混雑の著しい区間においてバイパス・拡幅による多車線整備をすすめるほか、県際・峠越えにおける交通不能区間等の解消等に重点をおいて事業を推進することとし、表

1、表2に示す事業規模を要求している。

また、平成四年度に引き続き国民の日常生活の質の向上に資するため生活関連重点化分

表1 平成5年度一般国道(直轄)要求(生活関連除く)

(単位:百万円)

事業種別	建設省			北海道			沖縄			合計		
	4年度当初	5年度要求	対前年度比	4年度当初	5年度要求	対前年度比	4年度当初	5年度要求	対前年度比	4年度当初	5年度要求	対前年度比
改築	802,600	823,920	1.03	149,147	152,072	1.02	26,920	28,480	1.06	978,667	1,004,472	1.03
高規格	351,800	381,600	1.08	18,500	36,100	1.95	6,000	9,000	1.50	376,300	426,700	1.13
一般	450,800	442,320	0.98	130,647	115,972	0.89	20,920	19,480	0.93	602,367	577,772	0.96
一次	32,200	32,600	1.01	29,897	27,390	0.92	—	—	—	62,097	59,990	0.97
二次	418,600	409,720	0.98	100,750	88,582	0.88	20,920	19,480	0.93	540,270	517,782	0.96
共同溝	25,500	28,000	1.10	—	—	—	—	—	—	25,500	28,000	1.10
維持	105,000	111,000	1.06	34,900	38,100	1.09	2,817	2,585	0.92	142,717	151,685	1.06
(うちつぶれ地)	—	—	—	—	—	—	1,017	665	0.65	1,017	665	0.65
修繕	93,400	99,000	1.06	21,880	23,980	1.10	1,780	1,860	1.04	117,060	124,840	1.07
小計	1,026,500	1,061,920	1.03	205,927	214,152	1.04	31,517	32,925	1.04	1,263,944	1,308,997	1.04
雪寒	9,838	10,015	1.02	12,400	12,400	1.00	—	—	—	22,238	22,415	1.01
交通安全	87,560	90,654	1.04	15,475	15,592	1.01	2,060	2,100	1.02	105,095	108,346	1.03
合計	1,123,898	1,162,589	1.03	233,802	242,144	1.04	33,577	35,025	1.04	1,391,277	1,439,758	1.03

表2 一般国道(補助)要求(生活関連除く)

(単位:百万円)

事業種別	内地一般			離島			沖縄			合計		
	4年度当初	5年度要求	対前年度比	4年度当初	5年度要求	対前年度比	4年度当初	5年度要求	対前年度比	4年度当初	5年度要求	対前年度比
改築	383,698	388,388	1.01	7,438	7,400	0.99	4,510	4,300	0.95	395,646	400,088	1.01
高規格	25,004	23,731	0.95	—	—	—	—	—	—	25,004	23,731	0.95
一般	358,694	364,657	1.01	7,438	7,400	0.99	4,510	4,300	0.95	370,642	376,357	1.02
一次	217,719	216,272	0.99	5,572	5,655	1.01	430	510	1.19	223,721	222,437	0.99
二次	140,975	148,385	1.05	1,866	1,745	0.94	4,080	3,790	0.93	146,921	153,920	1.05
共同溝	1,046	810	0.77	—	—	—	—	—	—	1,046	810	0.77
特殊改良	39,486	57,674	1.46	2,112	1,588	0.75	—	100	—	41,598	59,362	1.43
補修	49,095	55,200	1.12	455	294	0.65	126	190	1.51	49,676	55,684	1.12
維持	—	—	—	—	—	—	199	468	2.35	199	468	2.35
小計	473,325	502,072	1.06	10,005	9,282	0.93	4,835	5,058	1.05	488,165	516,412	1.06
雪寒	18,740	21,814	1.16	—	—	—	—	—	—	18,740	21,814	1.16
交通安全	39,842	45,470	1.14	88	105	1.19	178	554	3.11	40,108	46,129	1.15
合計	531,907	569,356	1.07	10,093	9,387	0.93	5,013	5,612	1.12	547,013	584,355	1.07

及び多極分散型国土の形成、国民生活の安全の確保、地域社会の活性化等の課題に対応するため、公共投資充実臨時特別措置枠を要求している。

以下に平成五年度の一般国道関係予算（概算要求）の概要について述べる。

一 高規格幹線道路の整備

二一世紀の地域づくりを進めていくためには、「速さ」「時間の正確さ」と「安全性」に優れた高規格幹線道路網一四、〇〇〇kmの整備が重要であると考えられることから、今後の道路政策の中心的課題として取り組んで行く。

一般国道の自動車専用道路として整備する高規格幹線道路は、総延長で二、三〇〇km（本州四国連絡道路除き）であり、平成五年度予算は、五、八七一億円（一般有料含み、NTT・A型事業費除き）対前年度比一・一六倍を要求し、既に事業に着手している日高自動車道、首都圏中央連絡自動車道、能越自動車道、西九州自動車道等の路線一、一四五kmの区間について事業を継続実施するほか、新たに三陸縦貫道（釜石山田道路）、京都縦貫自動車道（丹波綾部道路）等一七八kmの区間の事業に着手する予定である。

さらに、国幹道に並行する一般国道において既に事業に着手している自動車専用道路の整備を促進し、当面その活用を図る。

二 一般道路の整備

高規格幹線道路を除く一般国道改築予算は、直轄五、七七八億円、補助三、七六四億円の合計九、五四三億円（対前年度比〇・九八倍）を要求しており、これにより計画的・効率的な事業の執行に努めていく。

なお、平成五年度の主な新規要求事業は、直轄権限代行一次改築事業として、長野の三六一号権兵衛峠道路、大規模二次改築事業として、宮城四七号仙台北部道路である。

1 一次改築

一般国道の一次改築は、交通不能区間及び幅員狭隘区間の解消、冬期交通の確保を図ることにより地域交流の拡大、地域開発の促進、地方都市と周辺農山漁村との一体化、過疎対策の推進等に極めて大きな役割を有する事業であり、指定区間及び権限代行区間については直轄事業により、それ以外の区間については補助事業によりそれぞれ整備を進めている。

平成五年度においては、直轄六〇〇億円、補助二、二二四億円の合計二、八二四億円を

要求し事業を推進する。

直轄事業においては権限代行区間として山梨・埼玉一四〇号（雁坂峠）、高知・愛媛一九四号（寒風山）等二四路線について事業を継続実施し、新たに長野三六一号の権兵衛峠道路の事業着手を要求する。また、指定区間では北海道二二九号（沼前道路）、二七三号（上士幌道路）等一七路線について事業を継続実施し、兵庫一七八号（豊岡道路）の完成を図る予定である。補助事業においては、岩手三四〇号、静岡三六二号、奈良一六八号、高知四三九号、宮城二六五号等の整備を促進する。

2 二次改築

一般国道の二次改築は、交通混雑の著しい区間についてバイパス・環状道路の整備、現道の拡幅及び自転車・歩行者道の整備、橋梁の架替、防災工事、道路緑化等を主な内容としており、交通混雑の解消、沿道環境の改善、交通安全の向上を図るものである。

平成五年度においては、直轄五、一七八億円、補助一、五三九億円の合計六、七一一億円を要求し事業を推進していく。

(1) 県庁所在地等地方中心城市及び地方都市におけるバイパスの整備

県庁所在地等地方中心城市及びその他の地

方都市の周辺部における交通混雑の抜本的な解消と沿道環境の改善を図るためには、既成市街地から通過交通を迂回させるとともに都市に発生集中する交通を分散導入させる役割を持つバイパス・環状道路による多車線整備を推進する必要がある。

しかし、その整備は非常に遅れているのが実態である。たとえば、現在事業中のバイパスは全国で約五三〇箇所・延長約四、一〇〇kmであり、そのうち供用済み延長は約二、六五〇km（約六五％、四年度末見込み）、また、全線供用されているバイパスの延長は約一、六三〇km（約四〇％、三年度末見込み）にすぎない。

このような状況を踏まえ、平成五年度は、既着工事業箇所を中心に交通混雑や沿道環境の悪化が特に著しい箇所に重点をおいて整備を促進する。

(2) 渋滞対策の拡充

都市内の幹線道路網は、都市の諸活動を支える基盤として必要不可欠なものであり、従来からその計画的・体系的な整備の促進に努めてきているところである。しかしながら、道路交通量の増大により都市部の交通渋滞は激しさを増しており、かつ抜本的な整備には相当期間を要することから当面の緊急対策と

して渋滞の特に著しい箇所（主要渋滞ポイント）の対策を重点的・総合的に推進するため、渋滞の著しい三七都市（圏）ごとに策定した『渋滞対策緊急実行計画（アクションプログラム）』、及び、それ以外の全国三四五市町村について、都道府県ごとに策定した『渋滞対策推進計画』を推進する。

また、近年、レジャー・文化活動等の余暇活動の活発化に伴い、週末や休日の自動車利用が増大しているとともに、利用の内容も多様化してきており、これに対応した道路整備が必要となっている。このため、観光地等の週末や休日に、著しい渋滞等が生じている地域を対照に、渋滞交差点の改良、駐車場整備等の短・中期対策及び道路景観整備等を組み合わせ、豊かな余暇活動を確保するため策定した『休日交通ボトルネック解消モデル事業』を推進することとしている。

一般国道においては、これらの各種渋滞対策に基づき、幹線道路相互の連結部等の立体交差事業等、及び都市に発生集中する交通を分散導入する役割を持つバイパス・環状道路の重点的促進を図ることとしている。

(3) 交通安全に寄与する整備

交通安全の向上を図るために特定交通安全施設等整備事業との調整を図りつつ、改築事

業により歩道等の設置を目的とした現道拡幅、人家連担等により歩道等の設置が極めて困難な区間の小規模バイパス等の整備を推進する。

(4) 防災・震災対策

道路交通の安全を確保するため、平成二年度に実施した防災点検に基づく落石、法面崩壊、洗掘等の危険箇所のうち特に緊急を要するものについて、法面保護、洞門工、根固め工等の対策事業を実施する。

また、平成三年度に実施した震災点検に基づき地震による被災の危険性のある構造物のうち緊急を要するものについて橋梁の架替等を実施する。

さらに、豪雨・豪雪等の異常気象による長期にわたる交通途絶を防止し民生の安定を図るため、防災対策・雪崩対策及び冬期除雪の効率化に資する現道拡幅事業を実施していく。

(5) 沿道環境対策

幹線道路の良好な沿道環境を保全するため、既設及び新設の道路について必要に応じ環境施設帯や遮音壁の設置等を進めるほか、植樹帯の設置等の緑化事業を推進する。

(6) 新交通システム

都市交通の円滑を図るため、道路の空間を利用して、道路交通の補完的役割を果たす新交通システムの建設を推進する。

(7) その他

耐力の不足している老朽橋の架替、踏切道の改良などの事業を推進するほか、半島振興対策道路(昭和六三年一月三日官報告示)の整備促進を図る。

三 共同溝

大都市及びその周辺の道路には、電話・電気・ガス・上下水道等の都市活動に不可欠な公共施設が多敷埋設されており、これらのケーブル・管路の新設や補修等のための路面の掘り返しは道路交通に著しい支障を与えている。このような掘り返しを防止し道路構造の保全と円滑な道路交通の確保を図ることを目的として昭和三十八年度より共同溝の整備を進めてきており、四年度末までの整備延長は、約三〇八kmに達する見込みである。

平成五年度は、仙台・東京・川崎・横浜・千葉・静岡・名古屋・京都・大阪・神戸・岡山・広島・福岡・熊本の各都市及びこれらに隣接する地域において、三五路線八四ヶ所で整備を推進し、さらに約一八kmの延伸を図る予定である。このため、道路管理者分の事業費として三〇四億円(対前年度比一・〇九倍)を要求している。

四 キャブシステム

安全で快適な通行空間の確保、都市災害の防止、都市景観の向上等の観点から電線類の地中化を積極的に推進するとともに、高度情報社会に対応した道路空間の形成を図るためキャブシステムの整備を推進している。

平成五年度は、電線類地中化五箇年計画に基づき、生活環境の向上等の観点からも推進する予定である。

五 維持修繕

道路ストックを保全し、道路機能を最大限に発揮させるとともに沿道環境の保全を図るため、経常的な業務としての維持・修繕は必要不可欠な重要業務である。

一般国道の特に重要な広域幹線を形成するものについては、指定区間として国が直轄事業により維持・修繕を実施しているところである。また、指定区間外については、一定規模以上の補修などを補修事業の対象とし、通常の維持及び小規模な補修は地方単独事業により実施しているところである。

平成五年度は、新規の指定区間への編入、バイパスの完成に伴う延長の補正などにより、全国で国が直轄管理する指定区間は、一五〇

路線、一九、七六三kmになる。この指定区間にかかる維持修繕費は、二、七五八億円(沖縄県の未買収道路用地費を除く)を要求しており、このうち維持については、路面・路肩・路側部、橋梁等構造物及び交通安全施設の維持、補修等のほか、清掃・緑地管理巡回等の経常的作業を行っていく。また、沖縄県の未買収道路用地の処理を行うため七億円を別途要求している。修繕については自動車交通量の増加、自動車荷重の増大による路面の破損及び騒音・振動に対処するため、路面の修繕を主体として実施するほか、橋梁・トンネル等構造物の修繕等を行う。また、防災対策事業については平成二年度点検に、震災対策事業については、平成四年度点検に基づき計画的に事業を進めていく。

指定区間外については、補助事業として実施される維持及び補修の事業費として五六二億円を要求している。このうち維持については、沖縄県の未買収道路用地の処理を特例として計上し、補修については、舗装の補修、平成三年度震災点検に基づく震災対策及び床版補修を主とする永久橋の補修、並びに平成二年度防災点検に基づく災害防除事業を実施する。

六 雪寒

第10次雪寒五箇年計画（日五―日九）に基づき、雪寒地域における冬期間の安全かつ円滑な道路交通を確保し、地域住民の生活安定を図ることを目的として、平成五年度は直轄二・三四億円、補助二・一八億円をもって除雪・防雪・凍雪害防止の整備を行う。

このうち、防雪事業についてはスノーシエッド、なだれ防止柵、消雪パイプ、チェーン着脱場等の整備を図ることとし、凍雪害防止事業については、流雪溝等の整備を促進する。

七 交通安全

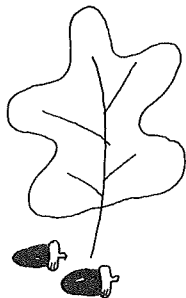
平成五年度は、第5次特定交通安全施設等整備事業五箇年計画の三年目として、交通事故の防止と交通の円滑化の一層の推進を図っていく。

このため直轄一、〇八三億円、補助四六一億円を要求し、一種事業については歩道・自転車歩行者道の整備並びに交差点改良を重点的に推進する。二種事業については、道路照明・道路標識及び道路情報提供装置の整備を推進するほか、自動車駐車場についても整備を促進する。

おわりに

建設省においては、従来より国の直轄事業及び補助事業として鋭意一般国道の整備を進めてきたところであるが、高規格幹線道路の早期整備、交通混雑の緩和、交通不能区間や危険箇所解消など緊急に整備しなければならぬ多くの箇所を残しており、整備の要望も極めて大きい。

このため、一層効率的な整備の推進に努めるとともに、必要な予算の確保に今後とも努めていきたい。



有料道路関係予算の概要

建設省道路局有料道路課課長補佐 広瀬 輝

同 高速国道課課長補佐 小池 幸男

はじめに

有料道路事業は、財政投融资資金や民間からの借入金等を活用することにより道路整備を進めるもので、極めて少ない国費で事業を推進することができるといふ特色があるため、現下の厳しい財政状況においては、特に有料道路制度を積極的に活用することが必要となっている。

平成五年度有料道路関係予算要求額は、五箇年計画対象事業費で、三兆三、六三一億円であり、対前年度比一・一一倍の伸びとなっている。その結果、有料道路関係事業費が全体道路事業費に占める割合は、四一％となっている（表一）。

この有料道路事業費の伸びに対応して有料道路事業の事業基盤の強化を図るため、建設コストの削減、維持管理の合理化等事業の一層の効率化を進めると共に、国及び地方公共団体による助成措置の拡充を要求している。以下、有料道路の事業主体別に要求の概算を述べることにする。

一 日本道路公団

1 要求の概要

平成五年度要求額は、日本道路公団全体で四兆四、四〇七億円（対前年度比一・〇二倍）であり、そのうち高速自動車国道が三兆八、七九六億円（対前年度比一・〇二倍）、一般有料道路が五、六一一億円（対前年度比一・

〇三倍）となっている（表二）。

2 高速自動車国道の建設

国土の基幹的ネットワークの形成、国土の均衡ある発展に資するため、高速自動車国道の建設を計画的に推進するとともに、東名・名神高速道路等の改築を推進し、平成五年度中に一六九・九kmの区間を新たに供用するとともに、八三・〇kmの改築事業などを行い、合わせて二五二・九kmの完成・供用を図る。その結果、平成五年度末の供用延長は、五、五七四・三kmに達し、予定路線延長（一一、五二〇km）に対する割合が四八％となる（表三）。

平成五年度における建設費としては、一兆

表1 平成5年度道路整備予算総括表

(単位：百万円)

区 分	5年度要求(A)		前年度(B)		比較増△減(A)-(B)		倍 率(A)-(B)	
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費
有 料 道 路	3,363,102	248,090	3,036,091	204,012	327,011	44,078	1.11	1.22
日本道路公団	1,993,904	116,987	1,889,485	96,845	104,419	20,142	1.06	1.21
首都高速道路公団	433,277	9,350	374,472	6,400	58,805	2,950	1.16	1.46
阪神高速道路公団	361,283	8,200	328,477	5,750	32,806	2,450	1.10	1.43
本州四国連絡橋公団	205,591	29,532	170,443	22,168	35,148	7,364	1.21	1.33
東京湾横断道路株式会社	196,061	0	123,674	0	72,387	0	1.59	—
地方道路公社等	114,186	34,721	92,340	28,849	21,846	5,872	1.24	1.20
小 計	3,304,302	198,790	2,978,891	160,012	325,411	38,778	1.11	1.24
道路開発資金	98,600	49,300	88,000	44,000	10,600	5,300	1.12	1.12
道路整備計 (生活関連重点化枠)	8,129,059 (136,831)	3,060,312 (78,540)	7,622,623 (66,610)	2,900,550 (37,550)	506,436 (70,221)	159,762 (40,990)	1.07 (2.05)	1.06 (2.09)
住宅地関連(一般会計)	46,648	25,500	21,948	12,000	24,700	13,500	2.13	2.13
再 計	8,175,707	3,085,812	7,644,571	2,912,550	531,136	173,262	1.07	1.06
高規格幹線道路	2,533,915	443,958	2,346,349	382,827	187,566	61,131	1.08	1.16
高速自動車国道	1,739,287	116,630	1,667,905	96,545	71,382	20,085	1.04	1.21
本州四国連絡道路	205,591	29,532	170,443	22,168	35,148	7,364	1.21	1.33
一般国道	587,122	295,881	506,231	262,344	80,891	33,537	1.16	1.13
調 査	1,915	1,915	1,770	1,770	145	145	1.08	1.08

- 〈注〉 1. 道路整備の各区分の計数には、(生活関連重点化枠)を含む。
 2. 一般道路の各区分の計数には、(緊急地方道路整備事業)及び(NTT-B型事業)を含む。
 3. 住宅地関連には、住宅地関連公共施設整備促進事業のみを計上した。
 4. 道路開発資金の事業費には、東京湾横断道路株式会社への融資予定額5年度39,800百万円、前年度30,800百万円を含む。
 5. 地方道路公社等は、地方道路公社及び地方公共団体に対する有料道路融資である。
 6. NTT-A型事業は含まない。
 7. 高規格幹線道路の計数は各区分の再掲である。
 8. 高規格幹線道路の一般国道は、一般道路の一般国道、日本道路公団の一般有料道路の高規格幹線道路分である。
 9. 高規格幹線道路の調査は、一般道路の道路の調査の高規格幹線道路分である。
 10. 前年度は、比較対照のため組替掲記した。
 11. 前年度NTT-B型事業には、旧NTT-B型事業費511,311百万円、国費288,586百万円を含む。
 12. 本表のほかにNTT事業償還時補助分として国費5年度要求額26,099百万円がある。

表2 平成5年度日本道路公団概算要求額(高速・一般別)

(単位：百万円)

区 分	5年度要求(A)			前年度(B)			比較増△額 (A)-(B)			倍率(A)/(B)		
	高速	一般	計	高速	一般	計	高速	一般	計	高速	一般	計
(事業計画)												
建設費	1,340,000	183,300	1,523,300	1,280,000	160,300	1,440,300	60,000	23,000	83,000	1.05	1.14	1.06
維持改良費	223,000	26,000	249,000	211,405	24,045	235,450	11,595	1,955	13,550	1.05	1.08	1.06
調査費	5,015	1,100	6,115	4,835	1,045	5,880	180	55	235	1.04	1.05	1.04
建設利息	171,272	44,217	215,489	171,665	36,190	207,855	△393	8,027	7,634	1.00	1.22	1.04
小 計	1,739,287	254,617	1,993,904	1,667,905	221,580	1,889,485	71,382	33,037	104,419	1.04	1.15	1.06
業務管理費等	2,140,271	306,501	2,446,772	2,121,361	324,392	2,445,753	18,910	△17,891	1,019	1.01	0.94	1.00
合 計	3,879,558	561,118	4,440,676	3,789,266	545,972	4,335,238	90,292	15,146	105,438	1.02	1.03	1.02
(資金計画)												
政府出資金等	116,630	357	116,987	96,545	300	96,845	20,085	57	20,142	1.21	1.19	1.21
財投資金	2,019,400	345,800	2,365,200	1,952,400	345,800	2,298,200	67,000	0	67,000	1.03	1.00	1.03
繰 上 債	88,700	11,300	100,000	111,300	5,200	116,500	△22,600	6,100	△16,500	0.80	2.17	0.86
外 債	70,000	0	70,000	66,000	0	66,000	4,000	0	4,000	1.06	—	1.06
民間借入金	106,600	3,400	110,000	122,000	0	122,000	△15,400	3,400	△12,000	0.87	—	0.90
業務収入等	1,478,228	200,261	1,678,489	1,441,021	194,672	1,635,693	37,207	5,589	42,796	1.03	1.03	1.03
合 計	3,879,558	561,118	4,440,676	3,789,266	545,972	4,335,238	90,292	15,146	105,438	1.02	1.03	1.02

表3 平成5年度 高速自動車国道供用予定区間

道 名	区 間	延長(km)
北海道縦貫自動車道	蛇田 伊達	11.3
東北縦貫自動車道	大美女木JCT	8.5
東海北陸自動車道	美濃 美濃	17.2
近畿自動車道	名古 勝和	11.0
"	山陽 山陽	10.1
関西国際空港線	泉佐野JCT	6.6
山陽自動車道	備前 岡山	37.3
"	福山 西河	35.8
四国縦貫自動車道	藍山 西住	32.1
(小計)		169.9
(拡幅)		
関越自動車道	新座 藤岡	76.0
中国縦貫自動車道	広島北JCT	7.0
(小計)		83.0
合 計		252.9
平成5年度末 供用延長(予定)		5,574.3

(注) 1. インターチェンジ等の名称については、仮称である。

表4 完成予定路線

道路名	路線名	区 間	延長(km)
仙台東道路	一般国道6号	宮城県名取市本郷 " 仙台市若林区6丁目	14.1

表5 新規路線

道路名	路線名	区 間	延長(km)
百石道路	一般国道45号	青森県八戸市市川町 " 上北郡下田町字高田	5.2
湯沢横手道路	一般国道13号	秋田県湯沢市沖鶴 " 横手市新道柳田字大谷地	13.5

三、四〇〇億円(対前年度比一・〇五倍)を計上している。

3 一般有料道路の建設

前年度に引き続き、高規格幹線道路網の一环を形成する道路、広域的な都市圏の形成に資する大規模な幹線道路等三三路線の建設を推進し、うち仙台東道路(一四・一km)を完成させる(表4)。

また、新規路線として湯沢横手道路(一二・五km)、百石道路(五・二km)を要求している(表5)。

4 環境保全対策

高速自動車国道及び一般有料道路の建設にあたっては、やむを得ず住居地域を通過する場合には、良好な環境を保全するために必要な道路構造(環境施設帯、遮音築堤、遮音壁の設置、植栽による緑化等)の採用等の対策を講ずるとともに、供用中の路線についても必要な防音対策(遮音壁の設置等)を実施する。

5 道路管理の強化

高速自動車国道及び一般有料道路において、大型車の多い道路等のわだち堀れ等の対策として舗装のオーバレイ、橋梁床版等の補強対策、防護柵の整備、道路情報管理施設の整備、管理用通信幹線の整備、休憩施設等の改良及び災害を未然に防止するための防災、震災対策を計画的に実施する。

また、救急体制の強化並びに維持管理の充実を行い、道路管理の強化を図る。

二 首都・阪神高速道路公団

1 首都高速道路公団

前事業年度に引き続き高速湾岸線等、一五路線の建設事業を実施する。特に、

- ① 都心部の混雑緩和を図る首都高速中央環状新宿線及び首都高速一二号線
- ② 東京湾岸道路の一部を形成する高速湾岸線(三期、四期、五期)
- ③ 業務核都市の育成機能強化に資する高速大宮線、板橋戸田線、高速川崎縦貫線の事業の促進を図る。このうち湾岸線(三期)

(大田区東海、同区羽田空港地先四・二km)、首都高速一二号線(港区海岸二丁目、江東区有明二丁目)の供用を図る。

これらの事業を推進するため、建設事業費

として二、五四七億円（対前年度比一・〇四倍）を、計上している（表6）。

2 阪神高速道路公団

前事業年度に引き続き大阪池田線等、二二路線の建設事業を実施する。特に、

- ① 関西国際空港関連事業である湾岸線（南伸部、南伸部二期、四期兵庫、五期、六期）

- ② 第二環状線を形成する淀川左岸線、大阪北線等

- ③ 明石海峡大橋の完成（平成九年度）にあわせて関連路線（湾岸線七期、北神戸線、神戸山手線）の推進を図る。このうち湾岸線（南伸部、南伸部二期）、（四期、六期）等の供用を図る。

また、大阪京線（新十条通）（京都市伏見区、同市山科区二・八km）については着工準備費を要求している。

これらの事業を推進するため、建設事業費等として二、四二五億円（対前年度比一・〇八倍）を、計上している（表7）。

三 本州四国連絡橋公団

神戸・鳴門ルートについては、明石海峡大橋関連区間の海峡部について、下部工工事、

表7 阪神高速道路公団

（単位：百万円）

区 分	5年度要求 (A)	前 年 度 (B)	倍 率 (A)/(B)
（事業計画）			
高速道路建設事業費	2,423,374	2,245,503	1.08
着工準備費	150	—	—
高速道路改築事業費	1,711,110	1,639,930	1.04
関連街路分担金	44	15	2.93
調査費	825	686	1.20
維持修繕費	28,659	26,046	1.10
建設利息	72,121	60,834	1.19
小 計	3,612,833	3,288,477	1.10
業務管理費等	220,399	221,928	0.99
合 計	5,816,682	5,504,405	1.06
（資金計画）			
出 資 金	1,640,000	1,150,000	1.43
政 府	8,200	5,750	1.43
地方公共団体	8,200	5,750	1.43
財 投 資 金	3,791,100	3,727,000	1.02
繰 故 債	28,800	22,200	1.30
民間借入金	14,800	11,349	1.30
業務収入等	142,582	132,656	1.07
合 計	5,816,682	5,504,405	1.06

表6 首都高速道路公団

（単位：百万円）

区 分	5年度要求 (A)	前 年 度 (B)	倍 率 (A)/(B)
（事業計画）			
高速道路建設事業費	2,547,700	2,457,700	1.04
高速道路改築事業費	33,000	12,900	2.56
関連街路分担金	32,000	13,500	2.37
調査費	1,360	1,063	1.28
維持修繕費	43,231	38,599	1.12
建設利息	68,986	62,710	1.10
小 計	4,332,777	3,744,772	1.16
業務管理費等	323,450	327,095	0.99
合 計	7,567,227	7,015,677	1.08
（資金計画）			
出 資 金	18,700	12,800	1.46
政 府	9,350	6,400	1.46
地方公共団体	9,350	6,400	1.46
財 投 資 金	4,685,000	4,086,000	1.15
繰 故 債	13,300	19,700	0.68
民間借入金	7,300	10,886	0.67
業務収入等	248,927	249,581	1.00
合 計	7,567,227	7,015,677	1.08

表8 本州四国道路橋公団

(単位:百万円)

区 分	5年度要求 (A)		前 年 度 (B)		倍 率 (A)/(B)	
	全 体	うち 道路分	全 体	うち 道路分	全 体	うち 道路分
(事業計画)						
建 設 費	16,472.6	16,470.0	14,001.7	14,000.0	1.18	1.18
調 査 費	57.9	5.62	84.1	82.5	0.69	0.68
維 持 管 理 費	6,878	5,523	5,693	4,415	1.21	1.25
建 設 利 息 等	3,480.6	3,480.6	2,520.3	2,520.3	1.38	1.38
小 計	-	20,559.1	-	17,044.3	-	1.21
業 務 管 理 費 等	3,953.58	30,782.3	40,646.9	31,357.5	0.97	0.98
合 計	60,234.7	51,341.4	57,822.3	48,401.8	1.04	1.06
(資金計画)						
出 資 金	44,298	44,298	33,252	33,252	1.33	1.33
政 府	29,532	29,532	22,168	22,168	1.33	1.33
地方公共団体	14,766	14,766	11,084	11,084	1.33	1.33
補 助 金	17	-	16	-	1.06	-
財 投 資 金	21,700	21,700	211,600	211,600	1.03	1.03
繰 放 債	175,500	175,500	167,400	167,400	1.05	1.05
民 間 借 入 金	2,680.0	2,680.0	28,000	28,000	0.96	0.96
業 務 収 入 等	13,803.2	49,116	137,955	43,766	1.00	1.12
合 計	60,234.7	51,341.4	57,822.3	48,401.8	1.04	1.06

表9 東京湾横断道路株式会社

(単位:百万円)

区 分	5年度要求 (A)	前 年 度 (B)	倍 率 (A)/(B)
(事業計画)			
建 設 費	17,750.0	11,230.0	1.58
建 設 利 息	18,561	11,374	1.63
小 計	19,606.1	123,674	1.59
そ の 他 経 費 等	4,197	3,162	1.33
合 計	200,258	126,836	1.58
(資金計画)			
道 路 開 発 資 金	39,800	30,800	1.29
財 投 資 金	88,600	56,700	1.56
民 間 借 入 金 等	71,858	39,336	1.83
合 計	200,258	126,836	1.58

主塔工事及びケーブル工事を継続するとともに補剛桁工事に着手する。陸上部については、舞子トンネル工事、舞子高架橋工事、淡路島島内橋梁・トンネル・土工工事を継続するとともに、西神地区の工事に着手し、淡路島島内においては、残る区間の土工工事に全面的に着手する。

大鳴門橋関連区間については、暫定二車線で供用している区間の四車線化工事に着手する。

尾道・今治ルートにおいては、多々羅大橋

関連区間の海峡部について、下部工事を継続するとともに上部工事に着手する。陸上部については、用地取得を推進する。来島大橋関連区間の海峡部については、下部工事が及び主塔工事を継続する。陸上部については、用地取得を推進するとともに大島島内の橋梁工事に着手する。尾道大橋関連区間については、測量・試験等四車線化工事のための準備に着手する。生口橋関連区間については、因島島内橋梁工事に着手する。

これらの事業を推進するため、建設費とし

て一、六四七億円(対前年度比一・一八倍)を計上している(表8)。

四 東京湾横断道路株式会社

本体工事等を引き続き推進する。会社の平成五年度における建設費として、一、七七五億円(対前年度比一・五八倍)を計上している(表9)。

五 有料道路融資事業

概算要求にあたっては、NTT-A型事業

を除いたものとなっている。

1 一般有料道路の建設

(1) 一般有料道路

継続三路線四・一kmの事業を推進する。また、新規事業箇所として、指宿有料二期（鹿児島県道路公社三・三km）、常陸那珂有料道路（茨城県道路公社二・九km）を要求している。

(2) 駐車場

阪神尼崎駅前地下駐車場（尼崎市）等一九箇所の事業を推進し、うち、北九州市勝山公園地下駐車場（北九州）等九箇所の完成を図る（表11）。

また、新規事業箇所として、J R 芦屋駅北駐車場（芦屋市）等五箇所を要求している（表12）。

2 指定都市高速道路の建設

(1) 名古屋高速道路

名古屋高速一号等継続五路線の事業を推進する。

(2) 福岡北九州高速道路

福岡高速一号線等継続四路線の事業を推進するとともに、新たに福岡高速二号線月隈北（太宰府間六・三km、同四号線流通センター）戸原間一・九kmに着手する。また、福岡高

速二号線榎田（月隈北間二・八km）の完成を図る。北九州高速道路は北九州高速道路四号線の改築事業を推進する。

表10 平成5年度有料道路融資事業（指定都市高速道路）新規要求箇所

道路名	事業主体	路線名	工事箇所	延長
福岡高速道路	福岡北九州高速道路(公)	福岡高速2号線	自) 福岡市博多区西月隈 至) 太宰府市水城	6.3km
福岡高速道路	福岡北九州高速道路(公)	福岡高速4号線	自) 福岡市東区多の津 至) 粕屋郡粕屋町大字戸原	1.9

表11 平成5年度有料道路融資事業（一般有料道路）新規要求箇所

道路名	事業主体	路線名	工事箇所	延長
常陸那珂有料道路	茨城県(公)	(一)常陸那珂港南線	自) 勝田市大字馬渡 至) 那珂湊市大字部田野	2.9km
指宿有料道路(III期) (拡幅)	鹿児島県(公)	(一)指宿鹿児島インター線	自) 鹿児島市山田町 至) 鹿児島市田上町	3.3

表12 平成5年度有料道路融資事業（駐車場）新規要求箇所

駐車場名	事業主体	路線名	工事箇所	収容台数
掛川大手門駐車場	掛川市	(市)松尾奥姫線	静岡県掛川市掛川	232台
勝川駅前地下駐車場	春日井市	(市)美味線	愛知県春日井市松新町1丁目	221
片原町駐車場	高岡市	(市)片原町1号線	富山県高岡市片原町	500
大阪市扇町通地下駐車場	大阪市	(市)扇町公園南通線	大阪市北区扇町	250
泉大津駅東側駅前広場 地下駐車場	泉大津市	(市)泉大津駅池浦線	大阪府泉大津市旭町	200
けやき大通り地下駐車場	和歌山市	(市)宮北45線	和歌山県和歌山市友田町、美園町	350
福山市東桜町駐車場	福岡市	(市)三之丸東桜町1号線	広島県福山市東桜町	330
広島中央駐車場	広島市(公)	(市)中1区113号線	広島市中区基町	400
北九州市勝山公園 地下駐車場	北九州市	(市)砂津城内1号線	北九州市小倉北区城内1番	500

地方道関係予算の概要

建設省道路局 地方道課 建設専門官 桂樹 正隆

同 地方道課市町村道室建設専門官 山本 善行

一 おおむね

地方道は、都道府県道と市町村道で構成されており、その延長は、都道府県道一三三、〇〇〇km、市町村道九四〇、〇〇〇kmからなり、我が国の一般道路延長の九六%を占め、その整備率は表1のとおりまだまだ低く、整備に対する期待と要望は極めて高いものがある。

このような背景のもとに、平成五年度にあつては、第11次道路整備五箇年計画の初年度として、広域的な生活圏の形成に必要な都道府県道及び日常生活の基盤となる幹線市町村道等の整備に要する事業費を表2のとおり要求している。

二 都道府県道

都道府県道は、高速自動車国道や一般国道を補完し、幹線道路網の一部を形成するとともに、地方定住を促進するための広域的生活圏の形成にとって極めて重要な幹線道路であるが、その整備率は五〇%に満たず、狭隘で危険なバス路線、自動車の通行できない交通不能区間、交通の隘路や危険箇所等域生活の障害となり、早急に整備を要する箇所が多い。

このような整備状況を踏まえ、平成五年度においては、以下の施策に重点をおき各種事業を推進するために必要な事業費を要求することとした。

1 生活者の豊かさを支える道路整備の推進

① ぐらしの利便性向上を図るための道路整備

モーダルミックスを推進するために、空港、港湾、新幹線駅等へのアクセスを強化する道路整備を推進する。また、渋滞対策を推進するために、バイパスの整備や交差点改良等を推進する。

② ぐらしの安全の向上を図るための道路整備

安全で信頼性の高い道路ネットワークを整備するために、防災対策、震災対策として、落石危険箇所の解消、橋梁の耐震性の強化等を推進する。

③ ぐらしの快適さ向上を図るための道路

表1 地方道整備状況(見込)

区 分	実延長	平成4年度末				平成5年度末			
		改良済		舗装済		改良済		舗装済	
		延長	整備率	延長	整備率	延長	整備率	延長	整備率
都道府県道	122,900	71,455	58.1	61,345	49.9	73,124	59.5	62,676	51.0
主要地方道	44,683	30,476	68.2	28,632	64.1	31,102	69.6	29,151	65.2
一般都道府県道	78,217	40,979	52.4	32,713	41.8	42,022	53.7	33,525	42.9
市町村道	939,552	425,484	45.3	148,672	15.8	433,719	46.2	152,223	16.2
幹線市町村道	200,745	140,304	69.9	44,520	22.2	142,596	71.0	45,654	22.7
一般市町村道	738,807	285,180	38.6	104,152	14.1	291,123	39.4	106,569	14.4
地方道計	1,062,452	496,939	46.8	210,017	19.8	506,843	47.7	214,899	20.2

(注) 平成4年度末整備状況は、一般国道の追加指定による組替後の計数である。

2

2 活力ある地域づくりのための道路整備の推進

整備
沿道景観の向上と安全で快適に進行できる空間の確保を図るために、キャブシステムの整備を推進する。

① 交流ネットワークの充実

全国的な幹線ネットワークを形成する高規格幹線道路等の整備効果をより一層高めるため、インターチェンジ関連道路の整備を推進する。

② 地域集積圏の形成

強い地方圏と安定した大都市圏を形成するため、地域の連携による「地域集積圏」の形成、集積圏相互の交流の促進、広域交流拠点等との連結を図る地域高規格幹線道路を軸とした道路ネットワークの整備を進める。

③ 地域の振興、活性化のための道路整備

「広域道路整備基本計画」に基づき、リゾート開発、テクノポリス開発等、各種地域振興施策に関連する道路整備を進めるとともに、マイロード事業を推進する。

また、学校、公園、医療施設等の公共

公益施設の整備に関連する道路整備や広域基幹道路や奥地等産業開発道路等、過疎地域や奥地等の振興を支える道路整備を推進する。

さらに、宅地開発誘導道路等、住宅地の供給に関連し、これらを誘導する道路整備を推進する。

3 良好な環境のための道路事業の推進

地球温暖化防止、自然環境の保全、沿道生活環境の保全等、良好な環境の形成を図るため、バイパス、環状道路の整備や、環境施設帯、植樹帯の設置を推進する。

以上の各種施策を推進する事業種別ごとの要求内容は次のとおりである(緊急地方道路整備事業は除く)。

① 道路改良系事業

道路改良、特殊改良一種の要求は、道路改良二、〇〇二億円(うち建設省所管一、四〇九億円)、特殊改良一種七四六億円(うち建設省所管五四九億円)で要求総額の七〇%にあたる。道路改良の新規要求箇所数(NTTを含む)は、四三箇所(うち建設省所管三五箇所)、継続箇所数は、七〇二箇所(うち建設省所管五四二箇所)であり、このうち六九箇所(うち建設省所管五五箇所)の完成を予定

表2 平成5年度概算要求事業費(①公共投資充実臨時特別措置②NTT事業を含む)

(単位:百万円)

	建設省(内地一般)			北海道開発庁			国土庁(離島・奄美)			沖縄開発庁			全国合計		
	4決定	5要求	伸率	4決定	5要求	伸率	4決定	5要求	伸率	4決定	5要求	伸率	4決定	5要求	伸率
都道府県道	288,551	271,481	0.941	68,065	66,084	0.971	30,878	31,642	1.025	21,375	21,332	0.998	408,869	390,539	0.955
改築	206,458	201,203	0.975	51,223	48,620	0.949	20,151	20,551	1.020	19,240	19,220	0.999	297,072	289,594	0.975
道路改良	137,937	140,903	1.022	33,570	31,435	0.936	14,490	14,703	1.015	13,180	13,110	0.995	199,177	200,151	1.005
踏切除却	4,183	4,106	0.982	940	1,140	1.213	0	0	—	0	0	—	5,123	5,246	1.024
橋梁整備	53,510	48,688	0.910	12,280	11,935	0.972	4,880	5,040	1.033	5,050	5,100	1.010	75,720	70,763	0.935
舗装新設	10,828	7,506	0.693	4,433	4,110	0.927	781	808	1.035	1,010	1,010	1.000	17,052	13,434	0.788
共同溝	100	400	4.000	0	0	—	0	0	—	0	0	—	100	400	4.000
自転車道	9,100	9,001	0.989	640	690	1.078	0	300	—	300	400	1.333	10,040	10,391	1.035
特殊改良	64,746	56,096	0.866	13,552	14,214	1.049	9,074	8,998	0.992	1,470	1,460	0.993	88,842	80,768	0.909
特改一種	62,359	54,937	0.881	9,020	10,014	1.110	8,250	8,230	0.998	1,470	1,460	0.993	81,099	74,641	0.920
特改二種	0	0	—	0	0	—	284	220	0.775	0	0	—	284	220	0.775
特改四種	2,387	1,159	0.486	4,532	4,200	0.927	540	548	1.015	0	0	—	7,459	5,907	0.792
補修	8,147	4,781	0.587	2,650	2,560	0.966	1,653	1,793	1.085	84	140	1.667	12,534	9,274	0.740
舗装補修	1,877	1,117	0.595	680	720	1.059	52	120	2.308	84	110	1.310	2,693	2,067	0.768
橋梁補修	1,850	1,072	0.579	250	130	0.520	80	80	1.000	0	0	—	2,180	1,282	0.588
災害防除	4,420	2,592	0.586	1,720	1,700	0.994	1,521	1,593	1.047	0	30	—	7,661	5,925	0.773
維持	—	—	—	—	—	—	—	—	—	281	112	0.399	281	112	0.399
市町村道	142,374	131,165	0.921	37,315	35,300	0.946	10,046	10,482	1.043	16,221	15,295	0.943	205,756	192,242	0.933
改築	137,208	125,361	0.914	29,165	26,780	0.918	7,904	8,554	1.082	9,620	10,705	1.113	183,897	171,400	0.932
道路改良	104,305	96,134	0.922	19,050	16,590	0.871	6,453	6,714	1.040	8,435	8,655	1.026	138,243	128,093	0.927
踏切除却	1,119	1,393	1.245	0	0	—	0	0	—	0	0	—	1,119	1,393	1.245
橋梁整備	27,481	23,680	0.862	6,260	6,330	1.011	1,220	1,600	1.311	220	490	2.227	35,181	32,100	0.912
舗装新設	4,303	4,154	0.965	3,855	3,860	1.001	231	240	1.039	965	1,560	1.617	9,354	9,814	1.049
共同溝	80	50	0.625	0	0	—	0	0	—	0	0	—	80	50	0.625
特殊改良	4,738	5,390	1.138	7,980	8,340	1.045	1,990	1,760	0.884	636	540	0.849	15,344	16,030	1.045
特改一種	4,289	4,886	1.139	2,646	3,000	1.134	1,080	840	0.778	507	450	0.888	8,522	9,176	1.077
特改四種	449	504	1.122	5,334	5,340	1.001	910	920	1.011	129	90	0.698	6,822	6,854	1.005
補修	348	364	1.046	170	180	1.059	152	168	1.105	0	0	—	670	712	1.063
橋梁補修	39	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—	39	0	—
災害防除	309	364	1.178	170	180	1.059	152	168	1.105	0	0	—	631	712	1.128
維持	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,965	4,050	0.679	5,965	4,050	0.679
地方道合計	430,925	402,646	0.934	105,380	101,384	0.962	40,924	42,124	1.029	37,596	36,627	0.974	614,825	582,781	0.948

- 注) ① 緊急地方道路整備事業(交付金事業)を除く。
 ② 「4決定」には、生活関連重点を含む(「4要求」には、生活関連重点化枠を除く)。
 ③ 平成4年度決定のうちNTT分は、旧NTT-B型分を含む。
 ④ 平成4年度分は、一般国道の追加指定による組替え後の計数である。
 ⑤ 平成5年度要求は、本表のほかにNTT事業償還時補助分がある。

している。

特殊改良二種については、二・二億円（うち建設省所管〇・〇億円）を要求しており、道路の交通に障害を及ぼしている突角の切取り、路床の改良、待避所の設置等の事業を推進する。

防災防除については、五九億円（うち建設省所管二六億円）を要求しており、交通に危険を及ぼす恐れのある箇所について、防災の発生を未然に防止するための法面保護、落石防止等を実施し、その解消に努めることとしている。

② 橋梁整備系事業

橋梁整備については、七〇八億円（うち建設省所管四八七億円）を要求している。新規事業箇所として長大橋二七橋（うち建設省所管二四箇所）、中小橋五〇橋（うち建設省所管二七橋）であり、継続の長大橋一三〇橋（うち建設省所管一〇五橋）、中小橋一四一橋（うち建設省所管九八橋）と合わせてその整備を促進する。また、このうち長大橋三五橋（うち建設省所管二五橋）、中小橋五五橋（うち建設省所管三四橋）の完成を予定している。橋梁整備については、木橋、潜橋等の解消及び老朽橋の架替え、河川改修、道路改良に関連しての整備を必要とするものについて整備

をすることとしている。

橋梁補修については、一三億円（うち建設省所管一一億円）を要求し、緊急にその対策を必要とする床板の打ち替え、補強及び鋼橋再塗装を行う。

③ 舗装系事業

舗装新設については、一三四億円（うち建設省所管七五億円）を要求しており、また、簡易舗装の特殊改良四種は、五九億円（うち建設省所管一二億円）を要求している。

舗装補修については、二一億円（うち建設省所管一一億円）を要求し、舗装路面の破損状態が甚だしい舗装の補修を行う。

④ 踏切除却事業

踏切除却については五二億円（うち建設省所管四一億円）を要求している。新規事業箇所として三箇所（すべて建設省所管）とともに、継続事業箇所として一八箇所（うち建設省所管一六箇所）の事業を推進し、このうち完成は二箇所（すべて建設省所管）を予定している。

⑤ 大規模自転車道整備事業

大規模自転車道については一〇四億円（うち建設省所管九〇億円）を要求している。新規事業箇所としては三箇所（うち建設省所管二箇所）を要求するとともに、継続四九箇所

（うち建設省所管四五箇所）の事業を推進し、このうち完成は一箇所（すべて建設省所管）を予定している。

⑥ 共同溝設置事業

共同溝については、京都府（精華町）において、道路の改築に関連する区間及び占用工作物の大規模な改築が計画されている区間について、施工することとし、その所要額四・〇億円を要求している。

⑦ 維持事業

維持費については、沖縄県の県道に係る未買収道路用地（いわゆる潰地）の買収費、賃料として一・一億円を要求している。

三 市町村道

平成五年度市町村道要求方針

国道、都道府県道と一体となって幹線道路網を形成するとともに、地域住民の日常生活の基盤となり、地域の振興、地方における定着の促進並びに地域の連携の強化に密着に関連する幹線市町村道を対象に、その整備を二世紀初頭に概ね完了することを目的に計画的かつ総合的に進めることとしている。

平成五年度は、第一二次道路整備五箇年計画の初年度として以下の施策に重点を置き事業を推進することとし、これに基づき事業費

一、九二二億円（うちNTT株式売却収入による貸付金六一一億円）（前年度比〇・九三三）を要求している。

(1) 活力ある地域づくりのための地域連携に資する道路の整備

① 高規格幹線道路に関連した道路の整備
② 空港、港湾、鉄道駅等に関連する道路の整備

③ 複数の市町村を連絡し、地域の連携を強化する道路の整備

(2) ぐらしの利便性向上を図るための生活基盤道路の整備

① 学校、公園、役場等の公共公益施設を支援する道路の整備

② 住宅・宅地供給に資する道路の整備

(3) ぐらしの安全の向上を図るための道路整備

① 道路交通の安全対策の推進

② 道路の防災、震災対策の推進

(4) 地域活性化プロジェクトを支援する等、地域振興に資する道路の整備

⑤ 特殊立法に基づく地域振興のための道路の整備

② 山村振興道路、過疎地域活性化道路、半島振興道路、特殊豪雪対策道路の整備
(6) 地域の創意工夫を活かし、ぐらしの快適さの向上を図る道づくり

① まちづくり市町村道整備モデル事業の推進

② マイロード事業の推進

以上の各種施策を推進する事業種別ごとの要求内容は、次のとおりである（緊急地方道路整備事業を除く）。

(1) 道路改良系事業

道路改良、特集改良一種の要求は、道路改良一、二八二億円（うち建設省所管九六一億円）、特集改良一種九二億円（うち建設省所管四九九億円）で要求総額の七一％にあたる。

道路改良の新規要求箇所数（NTT分を含む）は、二六八箇所（うち建設省所管二〇五箇所）を要求している。継続箇所数は、一、七八〇箇所（うち建設省所管一、三八五箇所）であり、このうち三三〇箇所（うち建設省所管二五四箇所）の完成を予定している。

災害防除は、七・一億円（うち建設省所管三・六億円）を要求しており、交通に危険の発生を未然に防止するための法面保護、落石防止、基礎の根固め補強等を行う。

(2) 橋梁整備系事業

橋梁整備は、三二二億円（うち建設省所管二二七億円）を要求している。新規事業箇所として長大橋二二橋（うち建設省所管一八箇所）、中小橋一〇一橋（うち建設省所管七〇橋）に着手し、継続の長大橋一〇四橋（うち建設省所管八九橋）、中小橋二二三橋（うち建設省所管一九〇橋）整備を推進する。このうち、長大橋一七橋（うち建設省所管一六橋）、中小橋八九橋（うち建設省所管五三橋）の完成を見込んでいる。

(3) 舗装系事業

舗装新設は、九八億円（うち建設省所管四二億円）を要求しており、また、簡易舗装の特殊改良四種は六九億円（うち建設省所管五〇億円）を要求している。

(4) 踏切除却事業

踏切除却は、すべて建設省所管で、一四億円を要求しており、新規一箇所、継続六箇所であり、二箇所の完成を予定している。

(5) 共同溝設置事業

共同溝整備は建設省所管で、〇・五億円、一箇所を要求している。

(6) 維持事業

沖縄県における未買収道路用地（いわゆる漬地）の買収については、昭和五十四年度から国庫補助事業として実施しており、平成五年

度の維持費は、事業費四一億円（国費三二億円）とこれに関連する位置境界不明地域市町村道特別交付金（国費三・二億円）を要求している。

なお、買収にあたっては、改築工事に関連する漬地及びこれまでの調査で既に道路管理者の権限が確定している路線等を中心に市町村からの買収要望の強い箇所を優先して行うこととしている。

四 国庫債務負担行為

1 工事国費

平成五年度においても、前年度に引き続き二箇年度にわたる工事の国庫債務負担行為を計上することとしている。

その限度額は地方道で二七七億円（都道府県道一九〇億円、市町村道八七億円）（対前年度比一・〇三）であり、所管別では、建設省所管二一四億円、北海道開発庁所管二六億円、国土庁所管二〇億円、沖縄開発庁所管十八億円である。

2 用地国債

用地の先行取得に係る国庫債務負担行為についても例年どおり計上することとしており、限度額は地方道で、二一四億円（都道府県道一六三億円、市町村道五一億円）（対前年度

比一・一八）であり、所管別では、建設省所管二〇八億円、北海道開発庁所管六億円である。

五 緊急地方道路整備事業（地方道路整備臨時交付金）

路整備臨時交付金）

一定の地域において地域住民の日常生活の安全性、利便性及び快適性を確保し、地域の特色を活かした個性あるまちづくりや地域の振興を図り、住みよい地域づくりに資するため、学校、公園等の公共施設整備、住宅市街地、農山村地域の居住環境整備等の地域の課題に緊急に対応し、複数一体となって行われる比較的小規模な都道府県道及び市町村道事業を進めることとして、緊急地方道路整備事業（地方道路整備臨時交付金）を要求している。

平成五年度は、事業費で一〇、七九三億円（前年度一〇、五一八億円）国費五、六七三億円（前年度五、五二八億円）を要求している（都道府県道、市町村道、街路の合計である）。

六 生活関連重点化枠要望

国民の日常生活の質の向上に資するため、生活関連重点化枠を活用し、以下の課題を踏まえつつ、平成五年度は、都道府県道二七八

億円（前年度比二・二二）、市町村道一七九億円（前年度比二・二三）で、地方道合計四四六億円（前年度比二・二七）を要望している。

1 地方拠点都市地域等の地方都市基盤緊急整備

- ・ 地方拠点アクセス道路整備事業
- ・ バスレーン整備等公共交通機関支援事業

・ 渋滞対策推進事業

- ・ 駐車場、歩道等交通安全対策推進事業

2 ふるさと生活基盤緊急整備

- ・ 通学路等生活基盤整備推進事業
- ・ 雪国生活支援事業

- ・ 広域基幹道路整備等ふるさと交流活性化事業

3 住宅・宅地供給緊急促進

- ・ 生活基幹バス路線整備事業
- ・ 住宅・宅地供給緊急促進
- ・ 住宅・宅地関連道路整備事業

4 環境創造基盤緊急整備

- ・ 環境創造基盤緊急整備
- ・ キャンプ、駐車場等まちづくり基盤整備推進事業

- ・ 環境設備帯等沿道生活環境形成推進事業
- ・ 緑化等自然環境形成推進事業

・道の駅等個性豊かなみちづくり推進事業

以上が平成五年度における地方道関係予算の要求（要望）概要である。

☒投稿歓迎☒

本誌は、平成二年四月の創刊以来、皆様の御支援を頂いておりますが、この度、誌面のなお一層の充実のため、読者の皆様方からの原稿を掲載するコーナーを設けることに致しました。

日頃道路・道路行政に対して感じていること、現場からの生の話題、ユニークな試み、海外への出張報告等、それぞれの御立場から自由にテーマを選び、四〇〇字詰め原稿用紙五〜一〇枚程度にまとめてください。

奮っての御応募お待ちしております。

なお、投稿原稿の採否、掲載号、送りガナ等文章表現につきましては、事務局に御一任下さい。掲載原稿につきましては、薄謝を進呈いたします。

宛先 〒一〇〇 東京都千代田区霞が関二―一―三

建設省道路局路政課内

「道路行政セミナー」事務局

街路事業関係予算の概要

建設省都市局街路課課長補佐 松井 直人

はじめに

都市は、国民の約七割の人々が居住するとともに、生産・管理・サービス・消費等の主要な活動の場であり、良好な市街地の形成、円滑な都市活動の維持・増進を図ることは、我が国の発展にとって重要な課題となっている。

とりわけ、都市の最も基礎的な施設である街路は、都市交通を処理するとともに、沿道の施設等へアクセスする機能のほか、良好な街区、居住環境の形成、公共公益施設の収容、延焼防止、避難路等の都市防災のための空間等多様な機能を有しており、円滑な都市活動と安全・快適な都市生活の実現のために欠くことのできない役割を担っている。

しかし、街路の整備状況は都市化の進展に對して著しく立ち遅れており、平成三年三月末現在、市街地内において都市計画決定された道路延長約四三、八〇〇kmに對して約二二、一四〇km、五〇・五%が整備されているに過ぎない。これは市街地面積一km²当り約一・三kmの密度に相当し、長期的整備目標水準とされている一km²当り三・五kmの約三分の一の水準にとどまっていることになる。

第11次道路整備五箇年計画においては、豊かな生活、人・自然に優しい環境の形成をめざして、安全かつ円滑な都市交通の確保、快適な生活環境の創造、良好な市街地の整備等を図るため、平成五年度から平成九年度末までに地域高規格道路等都市交通の円滑化や望

ましい都市構造への誘導に資する幹線街路を重点に市街地において約四、〇〇〇kmの都市計画道路を街路事業等により整備することに、市街地面積当りの幹線道路密度を一・三km/km²から一・五km/km²に引き上げ、また、大都市圏等における住宅地整備や地方拠点都市地域等における新しい拠点整備を重点に面整備事業三四七km²を推進することとしており、今後一層の予算の伸びが必要とされている。

一 街路事業関係予算の概算要求概要

第11次道路整備五箇年計画の初年度にあたる平成五年度の概算要求においては、ラージ

表 1 平成5年度街路事業費所管別概算要求

(単位：百万円)

	5年度要求		前年度		倍率	
	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費
内地	1,052,032	562,853	1,015,641	543,278	1.04	1.04
街路	748,976	401,000	723,583	387,388	1.04	1.04
区画	247,636	132,854	239,068	128,148	1.04	1.04
再開発	51,869	27,558	49,610	26,358	1.05	1.05
調査	3,551	1,441	3,380	1,384	1.05	1.04
北海道	76,689	41,184	73,991	39,745	1.04	1.04
街路	66,764	35,870	64,504	34,643	1.04	1.04
区画	9,738	5,247	9,309	5,038	1.05	1.04
調査	187	67	178	64	1.05	1.05
沖縄	26,393	21,418	25,410	20,569	1.04	1.04
街路	17,605	14,145	16,932	13,587	1.04	1.04
区画	8,109	6,940	7,799	6,649	1.04	1.04
再開発	566	292	566	292	1.00	1.00
調査	113	41	113	41	1.00	1.00
離島	2,966	1,779	2,856	1,713	1.04	1.04
街路	2,954	1,772	2,844	1,706	1.04	1.04
区画	12	7	12	7	1.00	1.00
奄美	895	553	1,227	734	0.73	0.75
街路	555	375	581	397	0.96	0.94
区画	340	178	646	337	0.53	0.53
全国	1,158,975	627,787	1,119,125	606,039	1.04	1.04
街路	836,854	453,162	808,444	437,721	1.04	1.04
区画	265,835	145,226	256,834	140,179	1.04	1.04
再開発	52,435	27,850	50,176	26,850	1.05	1.05
調査	3,851	1,549	3,671	1,489	1.05	1.04

街路（街路事業、区画整備事業、再開発事業、街路交通調査）の要求額（N T T - B型事業、緊急地方道路整備事業を含む）を、総額一、五九〇億円（対前年度比一・〇四）とした。このうち生活関連重点化枠に係る事業費は約四一四億円（対前年度比二・一六）である。なお、街路事業概算要求額の所管別内訳は表1に示すとおりであり、また、第11次道路整備五箇年計画（案）は、表2に示すとおりである。

表 2 第11次道路整備五箇年計画（案）(単位：億円)

区 分	第11次計画 (H5~H9年度)	第10次計画 (S63~H4年度)	平均伸率
一般道路	310,000	238,000	1.10
うち街路	77,000	62,530	1.10
街路	55,270	45,140	1.10
区画整理	17,970	14,400	1.11
再開発	3,510	2,780	1.11
調査	250	210	1.10
有料道路	210,000	140,000	1.09
うち都市高速道	51,800	29,600	1.09
小計	520,000	378,000	1.09
地方単独	240,000	139,000	1.06
計	760,000	517,000	1.08
調整費	—	13,000	—
合計	760,000	530,000	1.08

表3 街路事業費工種別内訳

(単位：百万円)

区 分	5年度要求(A)		前年度(B)		倍 率(A/B)	
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費
道路改良	642,551	346,696	624,651	337,158	1.03	1.03
連続立交	93,577	51,055	89,468	48,762	1.05	1.05
立体交差	45,937	25,307	43,215	23,797	1.06	1.06
橋梁整備	31,082	17,353	29,071	16,133	1.07	1.08
舗装新設	3,671	2,004	2,730	1,511	1.34	1.33
共同溝設置	1,142	571	1,142	571	1.00	1.00
歩行者専用道整備	4,655	2,327	4,412	2,206	1.06	1.06
モノレール道等整備	14,239	7,849	13,755	7,583	1.04	1.04
合 計	836,854	453,162	808,444	437,721	1.04	1.04
(うちNTT-B型)	(131,288)	(72,217)	(136,343)	(75,135)	(0.96)	(0.96)
(うち生活関連重点化枠)	(27,655)	(15,234)	(12,925)	(7,101)	(2.14)	(2.15)

(注) 1. 緊急地方道路整備事業を含む。

1 概要

平成五年度の街路事業(スモール街路)の概算要求額は、事業費約八、三六九億円、(国費四、五三二億円)、対前年度比一・〇四、う

ち生活関連重点化枠に係る事業費約二七七億円(国費一五二億円)となっている。街路事業費の工種別(目の細分)の内訳は表3のとおりである。

2 新規施策等

街路事業に対するニーズの多様化に因應するため、以下の新規施策等の推進を図ることとしている。

(1) 複合交通空間整備事業の創設

都市の拠点地区及び交通結節点等において、従来未利用、低利用であった鉄道等の各種都市施設の上空間、建築空間及び都市の地下空間を活用して公共的施設の整備を行うことにより、交通結節機能と歩行機能の強化を行い、適切な総合交通体系の形成を図るため、複合空間基盤施設整備事業、複合交通拠点整備事業を統合し、複合交通空間整備事業を創設、推進する。

(2) 居住環境等整備街路事業調査の推進

地方拠点都市地域の拠点地区が地域全体の育成・整備の拠点となるためには、周辺地域まで含めた都市交通ネットワークの整備が不可欠となっている。一方、商業・住宅・工業等、用途が混在した地域において、適切に拠点地区の形成を図っていくためには、地域住

民及び諸施設利用者の理解と協力を得ながら、総合的・効果的な基盤整備を行う必要がある。このため、補助事業、地方単独事業、民間の活動を総合的に位置づける整備計画を官民一体となって策定し、体系的な街路整備を行う必要があることから、従来の居住環境整備街路事業調査に「拠点地区整備事業についての整備計画の策定」を加え、推進する。

(3) 沿道における公共的空間の連続的確保方策の充実

歩行者の多い中心市街地において、よりゆとりある快適な歩行者空間を形成するために、歩道の機能を補完する公共的空間を一定区間にわたって連続的に確保、整備する。

(4) 沿道再開発型街路事業の創設

都市における土地利用の高度化が進む中で、都市内のモビリティを向上し、円滑な都市活動を確保するには、高い交通処理機能をもつ都市内幹線道路の体系的な整備を図る必要がある。このため、公共施設管理者負担金制度を活用した市街地再開発手法により街路整備を行う、沿道再開発型街路事業を推進する。

3 施策別要求方針

街路事業は、街路のもつ多様な機能を反映して、様々な施策目的に沿って実施されてい

表4 街路事業施策別要求額

(単位：百万円)

	5年度要求		前年度		倍率	
	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費
(1)都市の基盤となる幹線街路網の計画的整備						
都市骨格幹線街路等	674,125	364,456	657,159	355,273	1.03	1.03
連続立体交差	93,577	51,055	89,468	48,762	1.05	1.05
立体交差	45,937	25,307	43,215	23,797	1.06	1.06
(2)住宅地供給の促進に資する街路整備						
住宅・宅地関連街路	144,711	78,361	137,166	74,267	1.06	1.06
(3)地域及び都市の活性化に資する街路						
商店街活性化街路事業	40,967	22,290	39,145	21,293	1.05	1.05
都市拠点形成に資する街路事業	36,172	19,817	32,314	17,625	1.12	1.12
沿道区画整理型街路事業	14,160	7,628	13,680	7,350	1.04	1.04
街路緑化	41,321	22,114	40,381	21,601	1.02	1.02
環境施設帯等	8,697	4,692	8,030	4,313	1.08	1.09
(4)渋滞対策及び駐車場等の整備						
渋滞対策緊急実行計画関連事業	289,764	157,523	274,657	148,540	1.06	1.06
渋滞対策推進計画実施事業	55,169	29,954	52,793	28,698	1.05	1.04
街路事業と併せて行う駐車場整備	5,000	2,500	2,000	1,000	2.50	2.50
駐車場案内システム	3,510	1,840	1,755	878	2.00	2.10
自転車駐車場	6,660	3,197	5,442	2,686	1.22	1.19
(5)公共交通対策としての街路事業						
都市モノレール及び新交通システム	14,239	7,849	13,755	7,583	1.04	1.04
駅前広場	15,340	8,062	14,750	7,788	1.04	1.04
(6)豊かな都市景観形成のための街路整備						
歴史的地区環境整備街路事業	1,537	850	1,434	791	1.07	1.07
都市景観形成モデル事業	7,163	3,844	6,857	3,710	1.04	1.04
シンボルロード整備事業	3,266	1,686	2,864	1,480	1.14	1.14
(7)安全で快適な居住環境のための街路事業						
居住環境整備事業	5,202	2,601	5,202	2,601	1.00	1.00
スノートピア道路事業	3,654	1,929	3,489	1,845	1.05	1.05
歩行者専用道路整備事業	6,570	3,285	6,227	3,114	1.06	1.06
避難路等	123,971	66,830	124,149	67,467	1.00	0.99
総合都市交通施設整備事業	8,340	4,582	8,051	4,423	1.04	1.04
(8)都市空間の有効利用に資する街路整備						
地下交通ネットワーク整備事業	2,011	1,006	1,384	692	1.45	1.45
複合交通空間整備事業	870	290	777	259	1.12	1.12
共同溝	1,142	571	1,142	571	1.00	1.00
キャブシステム整備事業	2,423	1,234	2,330	1,175	1.04	1.05

る。以下ではこれら施策のうち、平成五年度の重要事項について紹介する。なお、それぞれの施策別の要求額は表4に示すとおりである。

(1) 都市の基盤となる幹線街路網の計画的な整備の推進

① 地域高規格道路の整備
都市活動を支える放射・環状道路など、特に高い走行機能が求められる主要幹線

道路において、交差点の連続的な立体交差化（高架または地下式）をはじめ、アーティファクトへの配慮や沿道との一体整備などを行い、定時性・速達性・安全性・快適性の確保された規格の高い都市内道路網を重点的に整備する。

② 幹線街路網の体系的整備

都市の骨格を形成する幹線街路、市街地における都市交通の確保に必要な幹線街路及び良好な居住環境を形成する住区幹線街路の体系的整備を推進する。

また、これらの幹線街路の整備の一環として、高速道路、空港、下水道などの公共・公益施設に関連する街路の整備を促進する。

③ 連続立体交差及び立体交差

道路交通の円滑化と市街地の一体的発展を図るため、複数の幹線道路と鉄道との立体交差化を行うとともに、多数の踏切を一挙に除却する連続立体交差事業を推進する。

また、交通の隘路となっている踏切道等において立体交差事業を推進する。

(2) 住宅・宅地供給の促進に資する街路整備の推進

住宅・宅地の供給の促進を図り、かつ、良

好な市街地の計画的整備を推進するため、大都市法に基づく住宅宅地の重点供給地域や、各地域の宅地開発及び住宅建設区域に係る宅地開発誘導道路をはじめとする関連街路の整備を推進する。

(3) 地域及び都市の活性化に資する街路整備の推進

① 商業市街地振興整備のための街路事業（商店街活性化街路事業）

（目的）

既存商店街においては活力・魅力を取り戻すため、また郊外部等においては大規模店舗と共生しうる新たな商業集積拠点の整備を促進するため、関連する街路整備を重点的かつ機動的に実施する。

② 新しい都市拠点の形成に資する街路事業

土地利用の高度化・適正化を促進するとともに、国際化・情報化の進展に対応した高度都市機能の強化を図るため、工場跡地や鉄道跡地等の大規模空地を活用しつつ、新しい都市拠点形成に資する街路事業を推進する。特に、交通アクセスメントに基づく街路整備計画の策定と適正な開発者負担の導入を図りながら行う土地利用高度化促進街路事業を重点的に

実施する。

③ 沿道整備・沿道環境対策に資する街路事業（沿道整備と一体となった街路整備・沿道区画整理型街路事業）

既成市街地を中心に、沿道市街地の機能保全と健全な利用の促進を図るため、幹線街路と沿道市街地を一体的に整備する沿道区画整理型街路事業を推進する。

（沿道環境対策のための街路整備）

良好な道路環境の形成と周辺的生活環境を保全するため、道路の緑化、環境施設等の整備等を推進する。

また、幹線街路の周辺において、沿道整備計画の策定を推進するとともに、融資制度等により市町村の土地の買入れ、緩衝建築物の建築、住宅の防音構造化等を行う沿道環境整備事業を行う。

(4) 渋滞対策及び駐車場等の整備の推進

① 新渋滞対策プログラム

都市化の進展に伴い、交通渋滞は市民生活や都市活動に深刻な影響を与えている。このため、従来より実施しているアクションプログラム等のフォローアップに加え新たに交通需要マネージメント施策等を内容とする「新渋滞対策プログラム」を策定し、渋滞対策を推進する。

② 街路事業と併せて行う駐車場整備

都市における道路交通混雑の緩和、交通事故の防止及び中心市街地の活性化を図るため、街路事業に併せ一体的に整備される駐車場を特定交通安全施設等整備事業により整備する。

③ 駐車場関連街路と駐車場案内システム（駐車場関連街路）

有料道路融資事業による都市計画駐車場の整備に併せて、当該駐車場を利用する上での利便性の向上や整備費用の軽減を目的とした関連街路の整備を推進する。
（駐車場案内システム）

都市内における安全かつ円滑な道路交通の確保を図るため、地方公共団体が策定した計画に基づき、駐車場の位置、利用状況等の案内を行う駐車場案内システムの整備を推進する。

④ 自転車駐車場

鉄道駅周辺、商業市街地における自転車（原動機付自転車を含む。）の大量放置等に対処するため、自転車駐車場の整備を推進する。

(5) 公共交通対策としての街路整備の推進

① 都市モノレール及び新交通システム

都市における交通混雑を解消すると

もに、道路交通の効率化及び道路空間の有効利用を図るため、都市モノレール及び新交通システムのインフラ部分（基礎、支柱、桁等の下部構造）の整備を街路事業として行う。

また、ガイドウェイバスシステムの整備の推進を図る。

② 駅前広場等の交通結節点の整備

鉄道駅に集中するバス、自動車、歩行者等の多様な交通を円滑に処理するため、駅前広場の整備を推進する。

(6) 豊かな都市景観形成のための街路整備の推進

① 歴史的地区環境整備街路事業（愛称…歴みち）

歴史的価値のある地区について、通過交通の迂回を主目的とする幹線街路（ミニバイパス）の整備にあわせ、歴史的みちすじを含む地区内道路の体系的整備を行い、歴史的環境と生活環境の調和に資する歴史的地区環境整備街路事業を推進する。

② 都市景観形成モデル事業

良好な都市景観の保全と形成を図るため、景観形成上重要な地区をモデル地区として指定し、都市景観形成のための計

画を策定して、街路事業及び公園事業を重点的に実施する都市景観形成モデル事業を推進する。

③ シンボルロード整備事業

親しみとるおいのある街路空間の形成を図るため、郷土色豊かな並木の形成、広幅員の歩道の整備、電線類の地中化などを必要に応じて組み合わせながら都市の顔にふさわしい質の高いシンボルロードの整備事業を推進する。

(7) 安全で快適な居住環境の形成に資する街路整備の推進

① 居住環境整備事業

通過交通によって交通事故の危険や騒音、排気ガス等による環境の悪化等が問題となっている既存の住宅市街地において、地域内の補助幹線街路や歩行者専用道路を体系的に整備することによって居住環境の改善を図る居住環境整備事業を推進する。

② スノートピア道路事業

豪雪地帯の都市における冬の都市機能の向上と、居住環境の改善を図るための整備計画を策定し、積雪堆雪に配慮した体系的な市街地内道路整備を行うとともに、消融雪施設、流雪溝等の整備を行

うスノートピア道路事業を推進する。

③ 歩行者専用道整備事業

歩行者・自転車交通の安全と良好な都市環境の形成を図るため、歩行空間ネットワーク整備の一環として、歩行者専用道（自転車歩行者専用道を含む。）の整備を推進する。

④ 避難路等の整備

大震災火災時等における都市住民の安全を確保するため、避難路等防災機能に特に配慮した街路の整備を推進する。

⑤ 総合都市交通施設整備事業

都市活動が集中している都市部及び鉄道駅周辺において、都市交通の円滑化及び良好な都市交通環境の形成を図るため、地区の外郭を形成する幹線街路、歩行者専用道、駐車場等の交通施設の整備を面的かつ総合的に行う総合都市交通施設整備事業を推進する。

(B) 都市空間の有効利用に資する街路整備の推進

① 地下交通ネットワーク整備事業

大都市のターミナル地区や大規模再開発地区等において、歩行者及び自動車交通を円滑に処理し、安全で快適な交通を確保するため地区の地下利用に関する計

画において位置づけられる地下交通ネットワーク整備事業を推進する。

② 街路と建築物との一体的整備の推進
（立体道路制度の活用による街路整備の推進）

立体道路制度の活用により街路の上下空間を利用して建築物との一体的整備を行う街路整備の推進を図る。

③ 共同溝・キャブシステム
（共同溝）

道路の掘り返しの防止と地下空間の秩序ある利用を図るため、各種の占用物件を一体的に収容する共同溝の整備を推進する。

（キャブシステム整備事業）

都市景観、交通安全、防災性等の向上と高度情報化社会に対応した街づくりを進めるため、電線、電話線等を集約して道路の地下空間に収容するキャブシステム整備事業を推進する。

三 土地地区画整理事業の要求概要

1 概要

土地地区画整理事業は、道路、公園等の生活基盤施設と宅地を合わせて一体的に整備することにより健全な市街地の形成を図る事業で

あり、都市整備にはたす役割はきわめて大きい。土地地区画整理事業は地方公共団体、住宅・都市整備公団等の公的機関によるもの及び個人、組合によるものと大別されるが、一定の要件を満たすものについてはいずれもその施行区域で行う都市計画道路の整備に対する道路整備特別会計からの国庫補助金が交付される。

平成五年度予算においては、地方拠点都市地域等における地域の活性化と既成市街地の都市機能の更新及び大都市地域等における良質かつ大量の住宅・宅地の供給に重点を置き、鉄道跡地等を活用した新たな都市拠点の形成、既成市街地の都市機能の更新と活性化及び新市街地における良好な市街地の形成と良質かつ大量の宅地供給等に資する土地地区画整理事業を積極的に推進することとする。

また、生活関連重点化枠として、住宅宅地供給、まちづくり基盤整備等に関連し、特に緊急に整備を進めなければならない地区において、事業の重点的推進を図る。

平成五年度の土地地区画整理事業関係概算要求額は、表5のとおり、道路整備特別会計分として事業費約二、六七〇億円（国費約一、四五六億円）、対前年度比一・〇四、一般会計分として事業費約六二億円（国費約二六億円）、

表5 平成五年度土地区画整理事業関係概算要求額表

(単位：百万円)

区 分	5年度要求(A)		前年度(B)		倍率(A/B)	
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費
(道路整備特別会計)						
土地区画整理事業 (うちNTT-B型)	265,835 (38,818)	145,226 (21,499)	256,834 (41,108)	140,179 (23,053)	1.04 (0.94)	1.04 (0.93)
《うち生活関連重点化枠》	《11,024》	《 6,086》	《 4,950》	《 2,740》	《2.23》	《2.22》
公共団体等 組 合 等	199,647	109,306	194,684	106,386	1.03	1.03
計	66,188	35,920	62,150	33,793	1.06	1.06
土地区画整理事業調査 計	1,125	388	1,083	374	1.04	1.04
	266,960	145,614	257,917	140,553	1.04	1.04
(一般会計)						
都市拠点総合整備事業	(10,056)	(3,352)	(7,650)	(2,550)	(1.31)	(1.31)
《うち生活関連重点化枠》	2,022 (1,887)	674 (629)	1,539 (1,005)	513 (335)	1.31 (1.88)	1.31 (1.88)
立体換地促進事業	219	73	198	66	1.11	1.11
街区高度利用推進事業	204	68	186	62	1.10	1.10
新市街地土地利用 転換促進事業	(420) 222	(140) 74	(375) 198	(125) 66	(1.12) 1.12	(1.12) 1.12
田園居住区整備事業	(421) 230	(203) 115	(395) 216	(190) 108	(1.07) 1.06	(1.07) 1.06
土地区画整理組合貸付金 計	3,260 6,157	1,630 2,634	3,260 5,597	1,630 2,445	1.00 1.10	1.00 1.08
合 計	273,117	148,248	263,514	142,998	1.04	1.04

(注) 1. 計数には、NTT-A型事業は含まない。
 2. 土地区画整理事業には、緊急地方道路整備事業を含む。
 3. 道路整備特別会計には、本表のほかに、NTT事業償還時補助分として国費5年度要求額2,315百万円がある。
 4. 都市拠点総合整備事業の()、《 》書きは、都市局分全体額である。
 5. 田園居住区整備事業、新市街地土地利用転換促進事業の上段()書きは、都市計画課所管分を含む。

整備土地区画整理事業を推進する。二一世紀を展望し、国際化・情報化の進展に対応した高次都市機能の強化及び活力と魅力にあふれる新たな都市拠点の形成を図るため、都市拠点総合整備事業等と併せて、鉄道跡地・工場跡地等の大規模空地を活用した土地区画整理事業を推進するとともに、拠点整備土地区画整理事業を推進する。

重点事項
 (1) 地域の新しい都市拠点形成を促進する事業の推進

既成市街地の都市機能の更新と地域の活性化及び大都市地域等における住宅・宅地の供給促進が都市整備上の緊急課題となっていることに鑑み、次の事項に重点を置いて土地区画整理事業を推進する。

3 要求方針

立体換地促進事業、新市街地土地利用転換促進事業の補助対象及び田園居住区整備事業の対象地域を拡充する。また、土地区画整理組合貸付金制度の貸付要件の緩和及び貸し付け単価の引き上げを行う。

(3) その他

おいて、都市計画で定める「拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域」で行われる「拠点整備土地区画整理事業」の面積要件を二ha以上とする。

都道府県知事が指定する地方拠点都市地域に「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律」に基づき、

の採択要件等の緩和

2 新規事業等
 (1) 公共団体等及び組合等区画整理補助事業

(2) 街区高度利用推進事業の拡充(一般会計)

幹線道路等が整備された中心市街地等において計画的な区画道路等の整備と土地の有効・高度利用を一層推進するため、容積率に関

対前年度比一・一〇となっている。

(2) 既成市街地において都市機能の更新と地域の活性化を実現し、都市の再開発を促進する事業の推進

中心市街地等において、商業業務機能の更新と活性化を図るとともに都市基盤の整備と土地の高度利用を推進するため、立体換地制度の活用、民間活力の積極的な活用を図りつつ、市街地再開発事業、商業地域振興整備事業、商店街近代化事業、優良な民間の共同ビル建設等を併せて行う再開発促進のための土地区画整理事業を推進する。この際かつて土地区画整理事業等により一度面的に整備された地区においても、駅周辺等土地利用の大きな変化に対応するため、再び土地区画整理事業を行う再整備の実施を促進する。

また、生活関連重点化枠分として、まちづくり基盤整備及び渋滞対策に関連して特に緊急に整備を進めなければならない地区において、事業の重点的推進を図る。

(3) 大都市圏等において住宅・宅地供給を促進する事業の推進

大都市圏等の旺盛な宅地需要に応え、特に大都市法の重点供給地域における良好な住宅・宅地の供給を促進するため、市街化区域内農地へ適切に対応しつつ特定土地区画整理事業及び組合施行や同意施行の土地区画整理事

業を推進する。

また、大都市地域周辺部において、宅鉄法に基づき指定された特定地域等で行われる住宅・宅地供給を図る土地区画整理事業を推進する。

生活関連重点化枠分として、大都市地域及び地方部で人口の増加が著しい地域の住宅・宅地供給の促進のため、特に緊急に整備を進めなければならない地域において、事業の重点的推進を図る。

また、次の特定事項について推進を図る。
特定事項

① ふるさとの顔づくりモデル土地区画整理事業の推進

② 地域活性化プロジェクトに関連する事業の推進

③ 災害に強い市街地の形成に寄与する事業の推進

④ 土地区画整理事業と併せて行う駐車場整備の推進

⑤ その他

① 良好な環境を創造する土地区画整理事業を推進する。

② 広域的な都市基盤施設整備を含む事業の推進（一体型土地区画整理事業）

③ 都市内物流基盤の整備の推進

⑤ 高度情報化に対応した都市整備のための事業の推進（コスモタウンモデル事業）

四 市街地再開発事業等の要求概要

市街地再開発事業は、道路をはじめとする公共施設の整備並びに建築物及び建築敷地の整備を一体的に行う事業であり、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、既成市街地の防災拠点形成、良好な市街地住宅の供給・商業の活性化などを目的として行われている。

平成五年度の概算要求においては、現下の内政の重要課題とされている都市の再開発の推進の一環として、土地の高度利用の促進、都市機能の更新、地域の活性化に資する市街地再開発事業について、積極的に推進することとしている。要求額は表6に示すとおりであり、道路整備特別会計による市街地再開発事業等管理者負担金補助の要求額は、事業費約五二四億円（生活関連除き約四九七億円以下同じ）、国費的二七九億円（約二六三億円）、対前年度比一・〇五（一・〇五）となっている。また、一般会計による市街地再開発事業費補助の要求額は、事業費約一、一八六億円（約一、一六四億円）、対前年度比一・〇六

表6 平成5年度市街地再開発事業等概算要求額

(単位：百万円)

区 分	5年度要求(A)		前年度(B)		倍率(A/B)	
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費
一 般 会 計	118,632	16,225	112,003	15,459	1.06	1.05
(うちNTT-B型)	(10,251)	(3,417)	(11,250)	(3,750)	(0.91)	(0.91)
(うち生活関連重点化枠)	(2,193)	(731)	(990)	(330)	(2.22)	(2.22)
市街地再開発事業	40,860	13,520	38,052	12,684	1.07	1.07
住宅街区整備事業	408	136	396	132	1.03	1.03
地区再開発促進事業	384	128	372	124	1.03	1.03
地域活性化再開発緊急促進事業	76,700	2,301	72,929	2,392	1.05	0.96
都市再開発関連公共施設整備促進事業	280	140	254	127	1.10	1.10
道路整備特別会計	52,435	27,850	50,176	26,650	1.05	1.05
(うちNTT-B型)	(7,084)	(3,821)	(7,190)	(3,881)	(0.99)	(0.98)
(うち生活関連重点化枠)	(2,758)	(1,508)	(1,304)	(713)	(2.12)	(2.12)
市街地再開発事業	51,855	27,531	49,596	26,331	1.05	1.05
住宅街区整備事業	580	319	580	319	1.00	1.00
合 計	171,067	44,075	162,179	42,109	1.05	1.05

(一・〇五)となっている。さらに、市街地再開発事業等を強力に推進するため、国庫補助制度の改善を要求している。

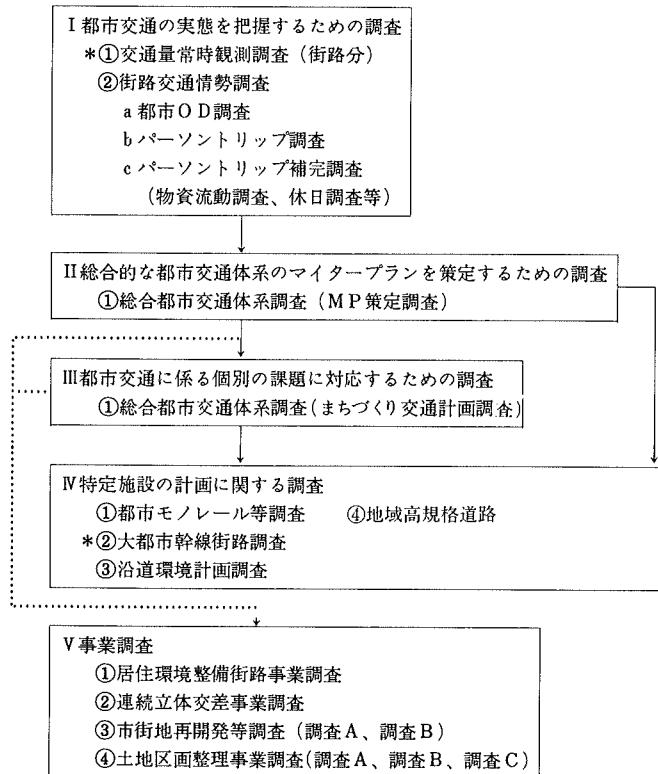
その内容としては、老朽マンション建替えを促進するため、市街地再開発事業等の住宅型プロジェクトについて、採択基準の緩和等を行うこと、地方拠点都市地域等における地域特性に応じた事業を一層推進するとともに、市街地における駐停車対策、商業機能の活性化

五 街路交通調査費

多様な都市交通への対応、良好な市街地の

化推進のため、市街地再開発事業の補助の拡充を行うこと、地方都市において地域活性化に資する市街地再開発事業等に対して特段の支援を行う、地域活性化再開発緊急促進事業を推進すること等である。

形成等を図るため、総合都市交通体系のマスタープランの策定を推進するとともにそれぞれ都市圏の多様な都市交通上の諸問題に対応するため街路交通情勢調査、総合都市交通体系調査(まちづくり交通計画調査を含む)等を実施するとともに、円滑な事業の実施に資するための様々な事業調査を実施している。街路交通調査の体系を図1に示しているが、



* : 直轄調査

—— 調査の流れ
 事業調査の流れ

図1 街路交通調査の体系

表7 平成5年度街路交通調査費概算要求額

(単位：百万円)

区 分	5年度要求(A)		前年度(B)		倍率(A/B)	
	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費
交通量常時観測調査	74	74	74	74	1.00	1.00
街路交通情勢調査	499	181	250	94	2.00	1.93
総合都市交通体系調査	1,741	729	1,936	793	0.90	0.91
大都市幹線街路調査	41	41	50	50	0.82	0.82
都市モノレール等調査	10	4	10	4	1.00	1.00
沿道環境計画調査	28	10	28	10	1.00	1.00
地域高規格道路調査	84	34	0	0	—	—
連続立体交差事業調査	92	32	92	32	1.00	1.00
居住環境等整備街路事業調査	51	18	45	16	1.13	1.13
市街地再開発等調査	106	38	103	37	1.03	1.03
土地地区画整理事業調査	1,125	388	1,083	374	1.04	1.04
合 計	3,851	1,549	3,671	1,489	1.05	1.04

これらに係る平成5年度の概算要求額は表7のとおり、事業費約三九億円、対前年度比一〇五となっている。

六 NTT-A型事業

NTT株式売払収入の活用による開発利益

吸収型事業として、緊急都市開発関連街路事業、公共交通関連歩行者専用道整備事業、駅部一体整備型連続立体交差事業及び民活区画整理緊急促進事業、連続立体交差緊急整備事業を推進する。

七 おわりに

近年の街路事業関係予算の伸び悩みにより、街路の整備は遅々として進まない状況であるが、都市の役割は従来にも増して重要になってきており、その基盤施設である街路整備に対するニーズは益々高まっている。本事業の円滑な推進と事業費の確保に、関係各位のご理解とご支援をお願いする次第である。



交通安全対策の推進

建設省道路局企画課駐車場整備専門官 鈴木 克宗

一 はじめに

近年における交通事故死者数は、平成元年以降三年連続して一一、〇〇〇人を超えるなど非常に憂慮すべき状況となっており、交通安全対策の推進が急務となっている。

もとより道路交通の安全確保については、従来から道路行政の最も重要な課題のひとつとして位置づけているところであり、今後とも、交通事故の増加傾向に歯止めをかけ、事故死者数の減少を図るため、抜本的対策としての自動車専用道路の整備、交通の混雑解消・分散を図るバイパスや環状道路の整備、歩車道の分離した道路の整備、踏切の改良などの道路の新設・改築事業を積極的に行うほか、

緊急措置として既存の道路を対象に平成三年度を初年度とする第5次特定交通安全施設等整備事業五箇年計画に基づく事業等により歩道や自転車道の整備、交差点の改良、道路照明、道路標識や道路情報提供装置の設置を行うなど、交通安全対策を強力に推進することとしている。

さらに、近年の高速自動車国道における交通事故死者数の急増に鑑み、高速自動車国道等においても、平成三年度を初年度とする交通安全対策に関する五箇年間の事業計画に基づき、交通安全対策を計画的に推進することとしている。

また、交通安全対策に密接に関連する施策として、高齢者等の利用に配慮して幅の広い

歩道等の整備に努めるとともに、歩行者・自転車交通の復権を目ざして利用しやすい歩道・自転車道ネットワークの整備等を推進することとしている。

二 交通安全対策の推進

1 交通安全施設等整備事業等

平成五年度の交通安全施設等整備事業の概算要求においては、表1に示すように特定交通安全施設等整備事業と地方道路臨時交付金を用いた緊急地方交通安全施設等整備事業を合せて三、七〇五億円（対前年度比一・〇六）の事業費を要求している。

このうち、特定交通安全施設等整備事業の事業費要求額は三、〇七二億円（対前年度比

表1 交通安全施設等整備事業

(単位:億円)

区 分	5年度要求 事業費	前年度 事業費	倍 率
交通安全施設等整備事業	3,705	3,480	1.06
うち特定交通安全施設等整備事業	3,072	2,840	1.08

○第5次特定交通安全施設等整備事業5箇年計画(平成3~7年度)
事業規模 18,500億円(調整費 2,600億円を含む)
進 渉 率 (調整費除きの額に対する進渉率)
平成5年度まで53.9%(前年度まで34.6%)

表2 平成5年度特定交通安全施設等整備事業工種別内訳
(概算要求)

(事業費単位:億円)

区 分	単位	平成4年度		平成5年度 概算要求		事業費 前年 対度	
		事業量	事業費	事業量	事業費		
一 種 事 業	自転車歩行者道路(注1)	km	1,021	1,709.1	959	1,736.9	1.02
	歩道(注2)	km	57	64.6	45	59.2	0.92
	差 点 改 良 の 他(注3)	箇所	364	308.5	341	313.0	1.01
	小 計			164.6		169.9	1.03
			2,246.8		2,279.0	1.01	
二 種 事 業	道路照明	基本	8,003	44.9	7,983	45.4	1.01
	道路標識	km	8,115	101.5	6,794	101.5	1.00
	道路区画	基	30,824	58.4	31,033	59.8	1.02
	道路情報提供装置		243	139.7	245	139.7	1.00
	その他(注4)			248.9		446.3	1.79
小 計			593.4		792.7	1.34	
合 計			2,840.2		3,071.7	1.08	

- (注1) 自転車歩行者道路は、自転車道、自転車専用道路、自転車歩行者専用道路を含む。
(注2) 歩道は、歩行者専用道路を含む。
(注3) その他は、立体横断施設、中央帯、視距の改良、車両停車帯、路肩改良、登坂車線、付加車線である。
(注4) その他は、防護壁、視線誘導標、道路反射鏡、自転車駐車場、地点標及び自転車駐車場である。
(注5) 計数は、生活関連重点化枠分を含み、地方道路整備臨時交付金によるものを含まない。

一・〇八)である。この場合、第5次特定交通安全施設等整備事業五箇年計画の平成5年度までの進捗率は、五三・九%となる。
交通安全事業の内容としては、第5次特定交通安全施設等整備事業五箇年計画の三年度目として、欧米先進諸国に比べ依然として高い割合で発生している歩行者や自転車の交通事故を防止するため、引続き歩道等の整備を

推進する他、自動車乗車中の事故の増加等に対応して交差点改良、道路照明、道路標識、道路情報提供装置の設置等を重点に推進することとしている。また、路上駐車に起因した交通事故の防止等を図るため、自動車駐車場整備を特に積極的に推進するとともに、道路上における放置自転車問題の解消を図るため、自転車駐車場の整備を推進する。表2に

主な工種別の事業費要求額を示す。

なお、これらの対策の実施にあたっては、本年三月に設立された財団法人交通安全総合分析センターの活用等により、交通事故の科学的な調査・分析を行い、事故多発箇所において効果的な対策の実施に努めることとしている。

また、住宅地や商店街等の路地や裏通りから通過交通を排除して交通の安全確保及び生活環境の改善を図るため、関係機関等と連携して、コミュニティ道路やハンブ等を整備する「路地の復権緊急事業」を新たに推進することとしている。

交通安全の抜本的対策は、本来はバイパスや環状道路、自動車専用道路等の道路の新築・改築事業を推進する必要がある。しかしながら、これらの事業はその事業規模の大きさから、交通事故の発生状況に臨機応変に対応し、緊急的・応急的に安全で円滑な交通を確保するための事業として交通安全事業を位置づけている。

2 改築事業による交通安全対策

交通安全事業の実施以前においては、当然、改築事業が交通安全対策を受け持っていたわけであるが、このため現在も交通安全施設等整備事業による交通安全対策以外に、一般の

表3 交通安全改築事業の要求概要

(単位:億円)

区分	5年度要求事業費	前年度事業費	倍率
交通安全改築事業	10,072	9,728	1.04

表4 高速自動車国道の交通安全対策に関する事業

(単位:億円)

区分	5年度要求事業費	前年度事業費	倍率
高速自動車国道等における交通安全対策に関する五箇年間の事業	728	692	10.5

(注) 高速自動車国道等における交通安全対策に関する五箇年間の事業計画(平成3~7年度)事業規模 3,240億円
進捗率 平成5年度まで 64.2% (前年度まで41.8%)

表5

(単位:億円)

区分	5年度要求事業費	前年度事業費	倍率
幅の広い歩道等の整備	4,000	3,750	1.07
付加車線(ゆずりあい車線)の整備	41	40	1.02

(注) 1. 幅の広い歩道等:幅員概ね3m以上のものをさし、特定交通安全施設等整備事業、改築事業及び緊急地方道路整備事業の歩道等の部分の整備費を計上。
2. 付加車線の整備:特定交通安全施設等整備事業により整備するものを計上。

表6

(単位:億円)

区分	5年度要求事業費	前年度事業費	倍率
歩道・自転車道の整備	6,000	5,700	1.05
自転車駐車場の整備	86	64	1.33
特定交通安全施設等整備事業	19	10	1.90
整街路事業	67	54	1.22
大規模自転車道の整備	140	135	1.04

(注) 歩道・自転車道の整備には特定交通安全施設等整備事業、改築事業、緊急地方道路整備事業の歩道等の部分の整備費を計上。

- ② 駅や高齢者等の利用の多い施設の周辺等において、必要に応じスロープや昇降装置を付けた立体横断施設や駅等の建築物に直接出入りできる立体横断施設の整備を推進する。
- また、歩道の段差など車椅子の通行上の障害を的確に把握するため、「車椅子利用による通行障害実態調査」を実施し、歩道の拡幅、電柱の移設、立体横断施設の整備等を行う。
- ③ 小学校等の通学路について、新たに小学校等と連携して「通学路基本台帳」の整備を行うとともに、児童等が安全、快

3 高速自動車国道等における交通安全対策に関する事業

高速自動車国道等は一般道路に比べて死傷

道路改築事業において交通安全に資する事業(交通安全改築事業)を積極的に推進しているところであり、平成五年度は、事業費一〇、〇七二億円を計上し要求中である(表3)。

ここでいう交通安全改築事業は、歩道等の設置を伴う現道の拡幅、小規模バイパスの整備等の改築事業を計上したものととなっている。

事故率が約一〇分の一であるなど、安全性の高い道路であるが、近年交通事故死者数が増加傾向にあるため、高速自動車国道等において、平成三年度を初年度とする交通安全対策に関する五箇年間の事業計画等に基づき、路面排水対策、連続照明の増設、気象情報の提供等の交通安全対策を強力に推進することとしている。また、渋滞時の安全対策として、渋滞区間の六車線化、インターチェンジの改良、的確な渋滞情報の提供等を重点的に実施することとしている(表4)。

三 高齢者等のための道路整備

高齢者、身障者や児童等が、安心して日常生活を送れるよう、幅の広い歩道や利用しやすい立体横断施設など高齢者等の利用に配慮した道路整備を行うとともに、通学路の点検を実施し、交通安全施設等の整備を推進する。

- ① 高齢者等が安心して通行できるように、幅の広い歩道(幅員概ね3m以上)の整備を推進するとともに、沿道への車乗り入れ部での歩道の切り下げを改善し、歩きやすく快適な歩行環境の整備を推進する(表5)。

適に通行できるよう、歩道や防護柵等の交通安全施設等の点検・整備を推進する。

④ 近年の高齢運転者等の増加に対応して、ゆとりのある道路構造の確保や視環境の向上、疲労運転の防止等を図ることとし、付加車線（ゆずりあい車線）の整備、道路照明の増設、簡易パーキングエリアの整備等を進める。

四 歩行者・自転車のための空間整備

歩行者・自転車の復権を目差し、高齢者や身障者等の利用にも配慮して、安全・快適な歩道・自転車道ネットワークの整備を行うとともに、自転車駐車場の整備を推進する（表6）。

① 歩行者や自転車の動線に即した、安全で利用しやすい歩道及び自転車道のネットワークの形成を図るため、各道路管理者等の連携により、長期構想に基づく二六万kmの歩道整備計画を策定し、整備を推進する。

② 歩道と公園等との一体整備、歩道と建築物内の公共通路やセットバックとの連携等を図り、都市空間を有効に活用して歩道等ネットワークの強化を図る。

③ 雨の日でも歩きやすく、人にやさしい

いる。平成四年度末までに供用延長が約二、四五〇kmに達する見込みである。

平成五年度の大規模自転車道路整備事業については継続路線に加え、三路線を要求中である（表7）。

歩道とするため、透水性舗装、カラー舗装などの歩道舗装を行う。

④ 鉄道駅等の交通結節点において、ペDESTリアン・デッキなど建築物に直接出入りできる立体横断施設や、エレベーターやエスカレーター等の昇降装置を付けた立体横断施設の整備を推進する。

⑤ 都市における交通手段としての自転車利用促進のため、「サイクルネットワーク整備事業」を推進するとともに、駅周辺や中心市街地の道路上における放置自転車等を排除し、安全、快適な通行空間の確保を図るため、道路や公園等の地下の活用、地下鉄駅や地下自動車駐車場との一体整備等により、自転車駐車場の整備を推進する。

⑥ 自転車交通の安全を確保し、併せて国民の心身の健全な発達に資するため、大規模自転車道の整備を推進する。

なお、この大規模自転車道整備事業は、都道府県道に認定のうえ整備を図ることとして

五 各種の交通安全対策事業費

建設省が実施する各施策のうち、道路交通の安全の確保に資するものを取りまとめると表8のように九項目があげられる。これらの経費は、前述の交通安全事業、交通安全改築事業の他、道路防災対策事業、踏切道の立体交差化事業、公園事業として実施される基幹公園及び緑道の整備、街路事業として実施される居住環境整備、自転車駐車場整備、総合都市交通施設整備および土木研究所等において実施する交通安全に関する調査研究の経費を取りまとめたものである。

なお、これらは交通安全対策基本法に基づき、策定されている第5次交通安全基本計画において盛り込まれている事項のうち、予算関連のものを計上したものである。

六 おわりに

交通安全対策はこのように道路行政全般にまたがる施策であり、また道路整備は根本的には全て交通安全に寄与するものである。

道路ネットワークの整備が本格的対策ならば、交通安全事業は緊急的な対策であり、これらの実施にあたって交通事故の調査・分析を一層推進し効果的な交通安全対策を講ずる

表7 大規模自転車道整備事業の平成5年度新規要求路線

都道府県名	路線名	全体延長	起終点
山形県	庄内自転車道	41km	立川町～鶴岡市
愛媛県	来島自転車道	12km	今治市～吉海町
熊本県	球磨川自転車道	29km	湯前町～人吉市

よう務めなければならない。
 また、その他の交通安全対策として安全運
 転の励行、交通安全教育、効果的な規制・指
 導・取締りなどの適切な実施が同時に行われ
 なければならないと考えられる。

平成五年度からの第11次道路整備五箇年計
 画においても、交通事故の減少に向けて交通
 安全対策を強力に推進してまいりたい。

表8 交通安全対策関係予算総括表

区 分	5年度 事業費	前年度 事業費	対前年 度 比	備 考
1. 交通安全施設 等の整備	370,504	347,965	1.065	「交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法」により道路管理者が行う歩道、自転車道、交差点改良、自動車駐車場、自転車駐車場等の整備に要する費用について負担し、または補助する。さらに、地方道路整備臨時交付金による交通安全施設等の整備に要する費用を交付する。
2. 改築事業による交通安全対策	1,007,181	972,831	1.035	歩道等の設置を伴う現道拡中、並びに現道に歩道等の設置が困難な区画における小規模バイパスの整備等、交通安全に寄与する道路の改築事業に要する費用について負担し、補助し、または交付する。
3. 道路防災対策 事業	234,332	230,812	1.015	落石、法面崩落、雪崩等を防止するための施設の整備、路肩整備、交通危険箇所の局部的改良等に要する費用について負担し、補助し、または交付する。
4. 踏切道の立体 交差化等	176,009	167,181	1.053	踏切事故防止に対処するため、踏切道の立体交差化および道路改良に伴う鉄道との立体交差の新設等に要する費用について負担し、補助し、または交付する。
5. 基幹公園及び 緑道の整備	199,792	185,372	1.078	路上における遊びや運動による交通事故を防止し、児童および青少年の遊び場や、災害時の避難路等の確保を図るため、住区基幹公園、都市基幹公園及び緑道の整備に要する費用について補助する。
6. 居住環境整備 事業等	6,789	6,681	1.016	居住地区内における交通事故を防止し、居住環境の改善を図るため、地区内街路を体系的に整備する費用について補助し、または交付する。さらに歴史的地区において歴史的環境の保全と居住環境の改善を図るため、歴史的みちすじ等を体系的に整備する費用について補助し、または交付する。
7. 自転車駐車場 整備事業 (街路事業)	6,660	5,442	1.224	通勤・通学等のための自転車(原動機付自転車を含む)利用の増大に対処するため、三大都市圏または人口110万人以上の都市圏の鉄道駅周辺等で行われる一定規模以上の自転車駐車場の整備に対し、街路事業の一環として補助し、または交付する。
8. 総合都市交通 施設整備事業	8,340	8,051	1.036	都市の商業業務地区等の都心部および鉄道駅周辺において、田舎な道路交通の確保と歩行者空間の拡大を図るため、バス路線網の再編成並びに交通規制の体系的実施等の施策とあいまって地区外周部環境道路、歩行者専用道、交通広場等の都市交通施設を街路事業として総合的に整備するための費用を補助し、または交付する。
9. 道路交通安全 対策に関する 調査研究	863	853	1.012	道路整備特別会計において道路および道路交通の安全について交通事故の分析をはじめ、安全対策に関する調査研究を行う。

(注) 生活関連重点化枠分および公共投資充実臨時特別措置分を含む。

“道路の写真を募集いたします”

平成4年10月
道路広報センター

道路行政の専門誌を使命とする本誌に、人と道路との係わりあいの数々をグラビアで紹介掲載できたらどんなに素晴らしいことが…とっております。下記要領により掲載写真を募集いたしますので奮ってご応募下さいますようお願いいたします。

記

1. 掲載号 まとまり次第掲載月を決めます。
2. 〆 切 平成4年11月末日。
3. サイズ 自由。出来ればカラーポジ。
4. 題 材 道路に関連したもので未発表のものに限ります。但し、8月の「道の日」及び「道路をまもる月間」の行事のものを除きます。
例 (1) 華やかなテープカットの開通式、この日を待ちこがれた人々も多いはずです。カメラのレンズを正面だけに向けなくて、チョット方向を変え「人と道路」について考えてみた写真など如何でしょうか。
(2) 「生活と道路」これは組写真の分野でしょう。3枚組の中に生活と道路との係わりあいを表現してみませんか。
(3) 「風景と道路」ガイドブックの風景写真に、チョットひねった道路風景を入れたら面白い道路の写真が出来ると思いますか…
(4) 新しい橋梁の開通によって渡船場が廃止されようとしております。道路の一部として親しまれてきた渡船場は、主を失って岸辺の波に洗われております。時の流れと云ってしまえばそれまでですが、“橋と渡船場と船頭さん”セピア調の写真になりませんか。
5. 掲 載 応募作品は「道路行政セミナー」編集会議の審査により、採否を決定いたします。応募作品はお返しいたします。
6. 謝 礼 採用のものにはお名前を掲載し、掲載写真一枚につき3万円を贈呈します。
7. 応 募 (1) 作品には、題名・撮影年月日・撮影場所・それに簡単な解説をつけて下さい。
(2) 作品には、1枚毎に住所・氏名・出来れば勤務先を記入して下さい。
(3) 作品の郵送は書留、又は簡易書留が安全です。
8. 送り先 道路広報センター「道路行政セミナー・グラビア係」あて

〒102 東京都千代田区平河町1-9-3 愛三ビル2F

TEL 03-3234-4310

編集雑記

公務員の折々の言葉に「大過なく」がある。特に転退職の挨拶状にはこれが良く使われる。文意には大きな過ちもなく職務をまっとうした、という謙譲の気持が込められている。「大過」国語辞典には大きな過ちとある。この程度の解釈なら辞書を引くまでもない。それにしても大過がある以上、小過も使われてよさそうだが、一般的でない。大過なくと総括しているから小過は帳消しということかも知れない。もと／＼大と小とは比較の問題だから、何が大きく何が小かは主観によって判断せざるを得ない。高官の「大過なく」と中間職以下の「大過なく」とでは、その内容が自ずと違ったものになる。日本語の場合、受け手がそれを適当に判断する仕組みになっている。国語の使い方としてはこれで結構だが、何となく曖昧さが残る。漢字大過について私見を述べて見たい。

漢和辞典で大過を引くと(一)易の卦名、(二)大きな過ちとある。従ってこの言葉は易経から出ていることがわかる。小過も同様で

ある。それにしても三千年前の書物に、大過小過があることは一つの驚きである。易は自然の現象を天地水火雷風山沢の八つに区分し、その自乗六四卦で構成される。六四卦には卦の特長を表す象がある。象は算木という長さ五種ほどの矩形をした六本の木片で示される。木片一つ／＼には一(陰)と一(陽)のしるしが彫られている。易者の看板上に☳☵の象があるのをご存知だろう。上の三本は陰で下は陽である。陰は柔性陽は剛性の対を表す。地盤の堅いところに柔構造のビルが建っているようにも見える。これは地天泰の卦で安泰を意味する。各卦には卦辞という説明文が付いている。算木の象とこの文章を読んで占断する。

易経。☳☵大過の卦辞は大いなる過ちについて説明している。長くなるので終りの部分、過渉滅頂。凶。について述べる。「過ぎて渉りて頂きを滅す」とは、歩いて対岸に渡るため川の中にジャブ／＼と入って行ったら、深みにはまって首が水中に沈んでしまったという。溺死だから凶である。川というのは黄河のことで黄土を多量に含む濁流である。黄土質は川底に堆積し瀬を作る。その瀬は強い水流によって

刻々変化する。黄河は暴れ川だから貧弱な橋を架けても流される。対岸に渡るには家畜や老弱者は簡単な舟、元気な者は浅瀬を足でさぐりながら渡る。当時としては何れも命がけの仕事である。易経には利し渉り大川。または不利し渉り大川一の卦辞が多く見られる。

溺死という大きな失敗をおこしたのはなぜか、これが「過ぎて渉り」である。この場合過ぎるとは自分の力を量らず、むやみに危険なところへ飛び込んで行くことだという。「大過なく」とは自分の能力を考え、組織や他の人に迷惑をかけることなく、無事に任務をやり遂げたという成功の宣言だったのである。それでは、大過と小過とはどう違うのか、☳☵小過の卦について稿を改め説明したい。(崎)

11月号の特集テーマは「第11次道路整備五箇年計画(案)の概要」の予定です。

月刊「道路行政セミナー」

監修：建設省道路局

発行人：中村 春男

道路広報センター

〒102 東京都千代田区平河町1-9-3 愛三ビル2階 TEL 03(3234)4310・4349

定価 700 円 (本体価格 679 円)

FAX 03(3234)4471

<年間送料共 8,400 円>

[政府刊行物サービスセンター取扱]

㈱建設総合資料社

〒101 東京都千代田区西神田3-7-7

文祥西神田ビル

電話 03-3262-5788